

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成28年6月24日
【事業年度】	第57期(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)
【会社名】	株式会社ジー・テイスト
【英訳名】	G . t a s t e C o . , L t d .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉本英雄
【本店の所在の場所】	仙台市宮城野区榴岡二丁目2番10号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。) (注)平成28年7月1日から本店は下記に移転する予定であります。 本店の所在の場所 名古屋市北区黒川本通二丁目46番地 電話番号 052(910)1729
【電話番号】	022(762)8540
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 稲角好宣
【最寄りの連絡場所】	名古屋市北区黒川本通二丁目46番地
【電話番号】	052(910)1729
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 稲角好宣
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第53期	第54期	第55期	第56期	第57期
決算年月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月
売上高 (千円)			23,737,497	27,982,781	27,598,460
経常利益 (千円)			832,192	903,285	915,034
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)			659,442	627,699	550,631
包括利益 (千円)			659,442	627,699	550,631
純資産額 (千円)			8,725,182	9,737,507	10,204,430
総資産額 (千円)			19,255,623	20,142,911	21,109,286
1株当たり純資産額 (円)			51.82	50.89	53.26
1株当たり当期純利益 金額 (円)			4.82	3.61	2.88
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)			3.30	2.60	2.28
自己資本比率 (%)			45.3	48.3	48.3
自己資本利益率 (%)			9.7	6.8	5.5
株価収益率 (倍)			18.3	31.3	28.1
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)			1,452,762	1,527,797	1,396,428
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)			739,293	516,493	673,854
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)			360,593	264,129	626,498
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)			2,760,914	4,036,046	5,384,624
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数) (人)	( )	( )	743 (2,054)	743 (2,454)	732 (2,387)

(注) 1. 第55期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第53期	第54期	第55期	第56期	第57期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
売上高 (千円)	16,901,523	15,503,770	8,313,240	4,853,862	3,588,209
経常利益 (千円)	1,120,630	730,063	785,953	1,274,201	1,279,360
当期純利益 (千円)	794,645	127,973	689,300	1,050,768	556,769
持分法を適用した場合の投資損失( ) (千円)	31,348	2,997			
資本金 (千円)	1,785,195	1,785,195	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (千株)	74,364	74,364	168,369	197,051	197,051
純資産額 (千円)	4,741,338	4,869,285	8,755,039	10,190,433	10,663,494
総資産額 (千円)	11,259,119	10,024,957	19,033,824	19,737,099	20,853,963
1株当たり純資産額 (円)	63.76	65.48	52.00	53.25	55.66
1株当たり配当額 (1株当たり 中間配当額) (円)	( )	( )	0.50 ( )	0.50 ( )	0.50 ( )
1株当たり当期純利益 金額 (円)	11.55	1.72	5.03	6.05	2.91
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)	10.34	1.69	3.44	4.34	2.31
自己資本比率 (%)	42.1	48.6	46.0	51.6	51.1
自己資本利益率 (%)	19.0	2.7	10.1	11.1	5.3
株価収益率 (倍)	3.8	30.2	17.5	18.7	27.8
配当性向 (%)			9.9	8.3	17.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,485,458	775,976			
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	465,248	98,586			
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	773,412	1,098,871			
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	1,788,778	1,367,297			
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数) (人)	445 (1,318)	403 (1,266)	743 (2,054)	743 (2,454)	732 (2,387)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第55期において、株式会社ジー・ネットワークス及び株式会社さかいとの共同新設分割により、平成26年8月1日付で、各社の飲食店舗運営事業を連結子会社株式会社クック・オペレーションに承継させるとともに、同日付で、株式会社ジー・ネットワークス及び株式会社さかいを吸収合併しております。

3. 第55期より連結財務諸表を作成しているため、持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

4. 第56期において、新設分割により、連結子会社株式会社ジー・アカデミーを設立しております。

## 2 【沿革】

年月	事項
昭和34年11月	仙台市名掛丁（現青葉区）に株式会社教育用品センターを設立
昭和35年1月	仙台市元寺小路（現宮城野区）に本社を移転
昭和48年9月	商号を株式会社元禄に変更
昭和48年10月	仙台市旭ヶ丘（現青葉区）に本社を移転
昭和56年2月	元禄産業株式会社（本社：大阪府東大阪市）と商標、営業名称の「専用使用許諾契約」を締結
昭和61年4月	仙台市大和町（現若林区）に本社を移転
平成元年2月	子会社株式会社オレンジファイナンスを設立
平成元年3月	子会社株式会社オレンジファイナンスに寿司部門を営業譲渡 同時に、商号を当社は株式会社オレンジファイナンス、子会社は株式会社元禄と変更
平成3年9月	子会社株式会社元禄を吸収合併、同時に商号変更し当社が株式会社元禄に変更
平成3年12月	仙台市青葉区本町二丁目1番29号に本社を移転
平成8年11月	新商標「平禄寿司・シンボルマーク」に切替開始（平成9年2月全店切替完了）
平成9年2月	元禄産業株式会社との商標、営業名称の「専用使用許諾契約」の契約満了
平成9年4月	商号を平禄株式会社に変更
平成13年4月	日本証券業協会に株式を店頭登録
平成16年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場
平成17年7月	株式会社ジー・コミュニケーション（本社：名古屋市北区）と「資本業務提携契約」を締結
平成17年8月	株式会社ゼクーの破産管財人より、営業の一部（郊外型居酒屋「とりあえず吾平」）を譲受け
平成17年10月	商号を株式会社ジー・テイストに変更
平成18年4月	仙台市若林区に本社を移転
平成18年6月	新日本プロレスリング株式会社とアントニオ猪木氏に係る「肖像権等使用許諾契約」を締結
平成18年10月	株式会社江戸沢（株式会社グローバルアクト）を子会社化
平成19年5月	子会社株式会社グローバルアクトより、営業の一部（ちゃんこ江戸沢15店舗）を譲受け
平成19年5月	子会社株式会社グローバルアクトの非子会社化
平成20年6月	株式会社グローバルアクトより北関東地方の一部（小樽食堂2店舗、ちゃんこ江戸沢2店舗）を譲受け
平成21年4月	株式会社グローバルアクトを子会社化
平成21年8月	子会社株式会社グローバルアクトを吸収合併
平成22年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQ市場（現 東京証券取引所JASDAQ市場）（スタンダード）に上場
平成22年7月	フード インクルーヴ株式会社を吸収合併
平成23年9月	仙台市宮城野区に本社を移転
平成23年10月	営業の一部（「益益」事業）を譲渡
平成25年2月	当社の親会社である株式会社ジー・コミュニケーションが実施した第三者割当増資の引受により、株式会社クックイノベンチャーは、議決権総数68.2%を取得し、当社の親会社となる。
平成25年5月	株式会社神戸物産が、当社の親会社である株式会社クックイノベンチャーを連結子会社とする事を決定したことにより、当社の親会社となる。
平成25年7月	大阪証券取引所と東京証券取引所の市場統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）に上場
平成25年8月	株式会社ジー・ネットワークス及び株式会社さかいとの共同新設分割により、子会社株式会社クック・オペレーション（現連結子会社）を設立
平成25年8月	株式会社ジー・ネットワークス及び株式会社さかいを吸収合併
平成27年1月	新設分割により、子会社株式会社ジー・アカデミー（現連結子会社）を設立

### 3 【事業の内容】

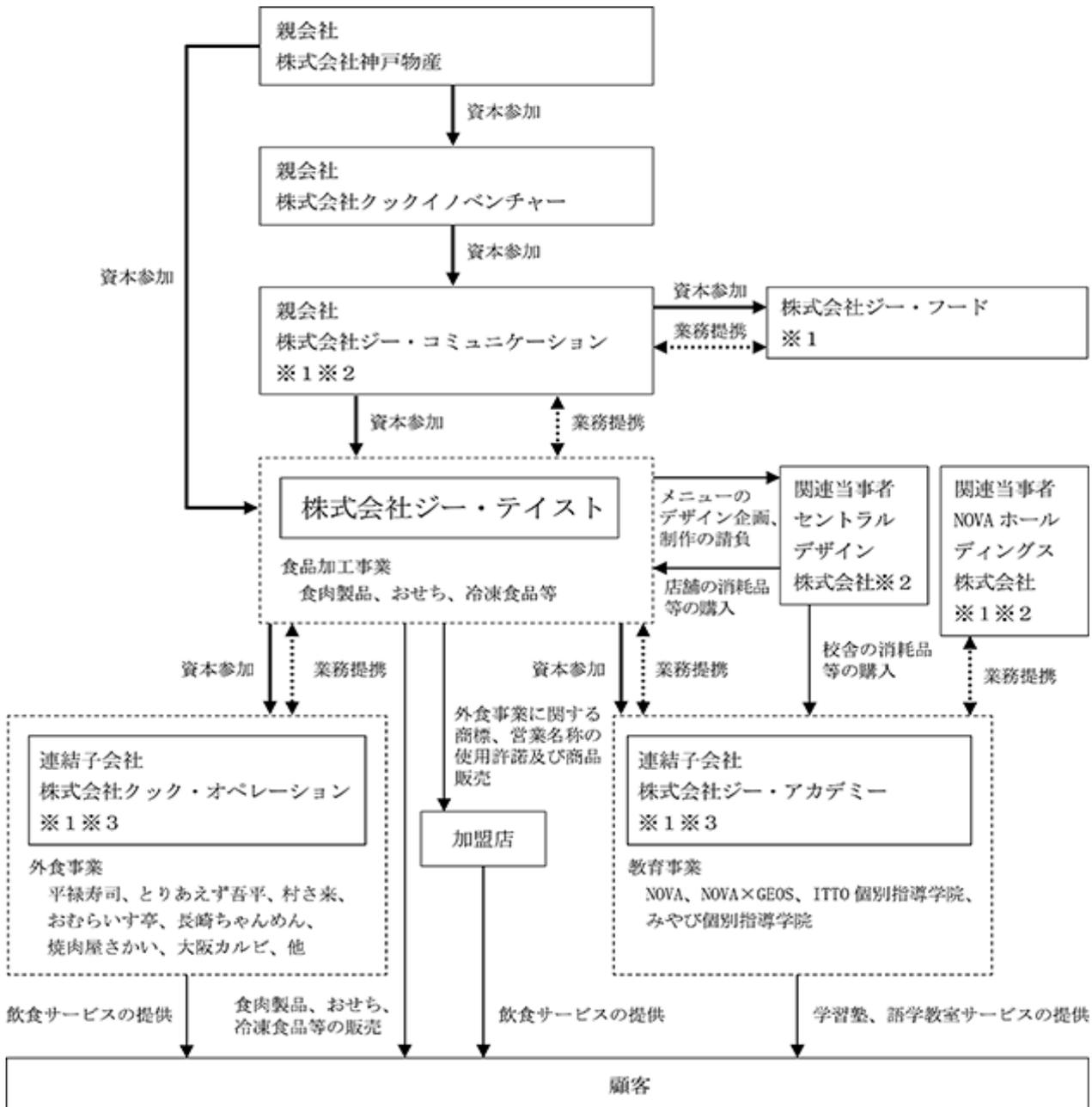
当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、親会社である株式会社神戸物産、株式会社クックイノベーション及び株式会社ジー・コミュニケーション、子会社である株式会社クック・オペレーション及び株式会社ジー・アカデミーより構成されており、親会社の株式会社ジー・コミュニケーションの傘下には外食を運営する企業やIT関連などの複数の企業群が存在しております。

当社及び子会社の株式会社クック・オペレーションは、外食事業として、寿司業態の「平禄寿司」、居酒屋業態の「とりあえず吾平」「村さ来」、焼肉業態の「焼肉屋さかい」「大阪カルビ」、ファーストフード業態の「おむらいす亭」「長崎ちゃんめん」等の営業名称にてチェーン店の展開をいたしております。また、同名称にて営業を行っているフランチャイズ加盟店への商品販売も行っております。

子会社の株式会社ジー・アカデミーは、教育事業として、英会話学校の「NOVA」「NOVA×GEOS」、学習塾の「ITTO個別指導学院」「みやび個別指導学院」等にフランチャイズ加盟して運営を行っております。

#### [事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



- 1 業務提携契約を締結しております。
- 2 取引先であります。
- 3 出資先会社であります。

## 4 【関係会社の状況】

関係会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) 株式会社ジー・コミュニケーション (注2)	名古屋市北区	10,000	グループホールディング会社、コンサルティング事業	被所有 40.47	資金の援助 経営指導 役員の兼務
(親会社) 株式会社クックイノベーション (注1、2)	兵庫県加古郡	5,500	グループホールディング会社	被所有 40.47 (40.47)	経営指導 役員の兼務
(親会社) 株式会社神戸物産 (注1、4)	兵庫県加古郡	64,000	業務用食材等の製造、卸売及び小売業	被所有 55.03 (40.47)	資金の援助
(連結子会社) 株式会社クック・オペレーション (注3、5)	名古屋市北区	50,000	外食店舗の運営	100.0	外食店舗運営の指導 役員の兼務
(連結子会社) 株式会社ジー・アカデミー (注3)	名古屋市北区	10,000	教育校舎の運営	100.0	教育校舎運営の指導 役員の兼務

(注) 1. 「議決権の所有割合又は被所有割合」欄の( )内は、内書で間接被所有割合であります。

2. 親会社の持分は、100分の50以下であります。実質的に支配しているため親会社としております。

3. 特定子会社であります。

4. 株式会社神戸物産は、有価証券報告書提出会社であります。

5. 株式会社クック・オペレーションについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。また、同社は債務超過会社であります。

主要な損益情報等	売上高	23,369,219千円
	経常利益	485,020千円
	当期純損失	528,139千円
	純資産額	663,156千円
	総資産額	33,475千円

## 5 【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

平成28年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
外食事業	574 (2,260)
その他	134 (120)
全社(共通)	24 (7)
合計	732 (2,387)

(注) 1. 臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

## (2) 提出会社の状況

平成28年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
732(2,387)	36.8	6.4	3,757,747

セグメントの名称	従業員数(人)
外食事業	574 (2,260)
その他	134 (120)
全社(共通)	24 (7)
合計	732 (2,387)

(注) 1. 臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 連結子会社である㈱クック・オペレーション及び㈱ジー・アカデミーの全従業員(臨時雇用者含む。)が当社の出向者となるため、提出会社の従業員数には、出向者を含めて記載しております。

4. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

## (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度のわが国経済は、序盤においては政府による経済・金融政策等の効果に加え、円安の影響や、国内株式市場の好況もあり、企業収益や雇用環境に改善が見られ、景気は緩やかな回復基調となりましたが、昨夏以降の中国経済の鈍化に加え、急激な円高や株安の進行など、金融市場の混乱の影響や個人消費の伸び悩みにより弱含みの推移となり、景気の先行きは依然として不透明な状況となっております。

外食産業におきましては、原材料価格の高騰、人件費関連費用の上昇に加え、安心、安全な食材への関心も高まる中、付加価値の創出などの顧客確保に向けた企業間の競争は一層熾烈になる等、取巻く経営環境は引き続き厳しい状況となっております。

このような状況の中、当社グループでは、安心、安全でお客様にご満足頂ける商品提供への取り組み強化と併せ、ブランド力が高い業態はその知名度を活かしつつ、店舗改装やメニューのブラッシュアップなどの業態改善とそのFC加盟開発の強化に努めました。

外食店舗の寿司業態では、ひと月ごとに定期的なフェアメニューを実施し、旬に合わせた食材を提供していくとともに、晴れの日に合わせて、特別キャンペーンを実施いたしました。また、海鮮丼など、寿司のご提供だけでなく、多様化するニーズに対応するため新たなメニューへの取り組みも進めてまいりました。食材の仕入についても、石巻市場より鮮魚を直接買付けして各店舗へ送り込むなど、鮮度の良い商品を提供することにも積極的に取り組んでおります。

海鮮居酒屋業態においては、日本各地の漁港からの産地直送の鮮魚の販売、季節感を活かした店舗毎のおすすめメニューの販売、希少地酒の仕入れ・販売により業態特性を活かし、競合他社との差別化を図る施策を実施してまいりました。また、増加している訪日外国人の集客にも積極的に取り組んでおります。その他の居酒屋業態では、北陸新幹線の開通に伴う北陸フェアの実施や、季節の旬な食材を用いた挟み込みメニューの実施など、お客様を飽きさせない業態づくりに努めてまいりました。

焼肉業態では、国産牛焼肉の食べ放題業態である肉匠坂井で直営店舗3店舗（2店舗の業態転換を含む）、加盟店3店舗（2店舗の業態転換を含む）が新規オープンし、既存店3店舗を含め計9店舗となりました。焼肉屋さかいの長年のノウハウを活用し、安心、安全な国産牛を当社の職人が毎日手切りで提供しており、他社の焼肉食べ放題とは明確な差別化をもってお客様の支持を獲得しております。

レストラン業態では、おむらいす亭にてオープンキッチンで調理工程を見せることで、視・聴・嗅（きゆう）でお客様へシズル感を与える厨房レイアウトへの変更に取り組みました。また、ハンバーグを牛肉100%生パティに変更するなど、常に商品を見直し、業態付加価値を高めるよう努めております。以上の施策を進めた中、当連結会計年度においては直営2店舗、加盟店4店舗を新規オープンすることができ、順調に店舗数を伸ばしております。

また、その他の業態において、長崎ちゃんめんなどの麺を主力とする業態では、現在需要が高くなっている辛味系の商品及びこだわりのラー油を導入し、新規顧客獲得に繋げる取り組みや、中国料理敦煌では、当連結会計年度より地域密着のブランドイメージを定着させるべくTVCMをはじめとする地域メディアへの露出度を高めた結果、ブランドイメージの定着とともに業績も安定的に推移いたしました。

「教育部門」では、新規開校として英会話2校舎の開校をいたしました。英会話では大々的なTVCMを実施し、新規入会者の獲得ならびに認知度アップを図ることで今後の新規顧客予備軍の開拓を行いました。学習塾においては、校舎運営の細部を徹底的に見直し、さらなる成績アップができる運営、生徒サポートの体制づくりに注力いたしました。両部門とも新規生徒獲得ならびに生徒単価の向上を促進し、より安定した校舎運営の基盤を目指してまいりました。

当連結会計年度においては、新規に4店舗（居酒屋業態1店舗、フードコート業態3店舗（海外1店舗を含む））をオープンいたしました。その他、不採算店11店舗の閉店や、フランチャイジーからの店舗買取による純増4店舗となり、教育校舎においては、新規に2校舎を開校し、不採算校舎を1校舎閉校いたしました結果、当連結会計年度末の店舗数は、外食直営店舗373店舗、教育校舎103校舎となりました。

以上の結果、当連結会計年度におきましては、売上高275億98百万円（前年同期比1.4%減）、営業利益8億94百万円（前年同期比4.8%減）、経常利益9億15百万円（前年同期比1.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益5億50百万円（前年同期比12.3%減）となりました。

なお、外食事業以外の事業の重要性が乏しいため、セグメント情報ごとの記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は53億84百万円となり、前連結会計年度末に比べ13億48百万円増加いたしました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、得られた資金は13億96百万円（前年同期は15億27百万円の資金の増加）となりました。これは主に税金等調整前当期純利益 6 億54百万円、減価償却費 5 億42百万円の計上及び減損損失 2 億15百万円の計上等に伴う資金増加要因が発生したことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は 6 億73百万円（前年同期は 5 億16百万円の資金の減少）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出 7 億48百万円等の資金減少要因が発生したことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、得られた資金は 6 億26百万円（前年同期は 2 億64百万円の資金の増加）となりました。これは主に長期借入れによる収入 8 億円及び社債の発行による収入 6 億98百万円の資金増加要因がある一方、社債の償還による支出 3 億80百万円、関係会社短期借入金の純減額 2 億13百万円及び長期借入金の返済による支出 1 億41百万円等の資金減少要因が発生したことによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
外食事業	545,897	110.5

(2) 受注実績

当社グループは、見込生産を行っているため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
外食事業	25,703,785	97.7
その他	1,894,674	112.3
合計	27,598,460	98.6

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去することとしておりますが、該当事項はありません。  
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社グループを取り巻く事業環境は、少子高齢化や他社との競争激化により非常に厳しいものとなっております。特に下記の課題に積極的に取り組んでいくことで、さらなる成長に努めてまいります。

- 新規出店
- 業態転換・改装による既存店舗強化
- 原価高騰への対処
- 人材の確保・育成

#### 4 【事業等のリスク】

当社グループの事業等に関するリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項は以下のとおりです。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

##### 食中毒が発生した場合の影響

飲食店舗において衛生管理には細心の注意を払っておりますが、商品の性格上食中毒の可能性を完全になくすことは困難です。万一食中毒が発生させた場合、その程度にもよりますが当該店舗のみならず広範囲に及び一斉営業停止を命じられ、売上の減少に至る可能性があります。さらにマスコミによる広域的報道で企業イメージが損なわれる可能性があります。

##### 店舗の老朽化

商圈の縮小・店舗の老朽化等が売上低迷を招き、これが改善投資を怠らせることで悪循環を招くことが考えられます。

##### 原価の高騰

魚介や牛肉などを輸入食材に頼る当社グループは、魚介に関しては魚介資源の枯渇、漁船燃料の高騰、輸入先の人々の魚食化、不漁、戦争、為替等により、仕入コストが増大するリスクがあります。同様に、牛肉に関しても、仲介の商社や食品メーカーを通じ、短期の為替予約を行って為替リスクを軽減しておりますが、急激な円安等が生じた場合は、仕入コストが増大するリスクがあります。

##### 原材料の調達について

今後、BSE問題、鳥インフルエンザ等に象徴されるような疫病の発生、輸入食材に対する中傷の拡大、天候不順、自然災害の発生等により、調達不安や食材価格の高騰などが起こり、当社グループの経営成績および財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。

##### 競合店の出現、競争の激化

採算性の良い店舗に隣接して、競合他社が出店した場合には経営成績に大きな影響を与えます。このような事例は、これまでも多く発生しております。

##### 消費者の嗜好の変化

外食産業の中でも、多くの分野があり、消費者の嗜好が変化する可能性があります。例えば高齢化の進展によって、ファミリー層に顧客基盤をおく業種の成長が鈍化することも考えられます。

##### 景気動向等による外食市場の低迷について

雇用環境、給与収入の変動によって、外食の市場も影響を受ける可能性があります。従来も景気低迷が失業率の増加、所得の減少を招き消費支出に占める外食の割合が抑えられた事例があります。

##### 異常気象・震災等天災の影響

東北圏で時折発生する冷害や、台風及び大雨による風水害等が、過去に当社グループの主要食材である米の作況に大きな影響を及ぼした事例がありました。米の不作による米価の高騰のみならず、主に農業従事者の所得減少による消費意欲の減退を招くことが考えられます。また、地域経済に大きな影響を及ぼす規模の天災、及びこれら天災に派生した事故等の影響が長期化した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### 差入敷金・保証金及び建設協力金について

当社グループが賃貸借契約に係わり差し入れている敷金・保証金並びに建設協力金は平成28年3月31日現在41億74百万円となっておりますが、賃貸人の財務内容に不測の事態が生じた場合、一部回収が不能となる可能性があります。金額の多寡によっては企業業績に影響を与える可能性があります。

##### 有利子負債

当社グループは、第7回、第8回、第10回、第11回、第13回及び第14回無担保転換社債型新株予約権付社債（額面額20億円）の発行を行っております。社債の償還日は、当連結会計年度終了後、最長4年後となっておりますが、返済または償還期日において、資金繰りに重大な影響を与える可能性があります。

##### 株式の希薄化

当社グループによる第7回、第8回、第10回、第11回、第13回及び第14回無担保転換社債型新株予約権付社債が株式に転換された場合には、発行済株式数が増加し、当社及び当社グループ会社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。この希薄化が株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

### (1) アントニオ猪木氏の著作権等に関する契約

当社は、親会社である株式会社ジー・コミュニケーションとの間で、同社が非独占的使用の許諾を受けているアントニオ猪木こと猪木寛至氏に関する著作権、肖像権、意匠権、商標権、ノウハウ実施許諾等を非独占的に使用する権利について契約を締結しております。

#### 使用の目的・場所

日本国内において、当社及び当社とのFC/RC加盟契約する第三者が、本契約期間中に営業を開始する複数の店舗において、アントニオ猪木ブランドを活かした外食ビジネスの展開及びグッズ販売、酒類・飲料・食品の販売を目的としたものであります。

#### 契約期間

平成20年7月1日から30年間

#### 契約金額

年額15,000千円（税抜）

### (2) その他

当社グループは、事業の拡大発展を図るため、株式会社ジー・コミュニケーション及び株式会社ジー・フード、NOVAホールディングス株式会社と業務提携を結んでおります。

その概要は次のとおりであります。

契約先	契約内容	締結日
株式会社ジー・コミュニケーション	外食事業に関する共存共栄関係を前提として、包括的な提携関係構築を目指した中で、経営資源等を総合的に相互に有効活用し、一層の事業発展を行う。	平成17年7月
株式会社ジー・フード	外食事業に関する共存共栄関係を前提として、包括的な提携関係構築を目指した中で、経営資源等を総合的に相互に有効活用し、一層の事業発展を行う。	平成17年8月
NOVAホールディングス株式会社	教育事業に関する共存共栄関係を前提として、包括的な提携関係構築を目指した中で、経営資源等を総合的に相互に有効活用し、一層の事業発展を行う。	平成20年7月

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の金額及び開示に影響を与える見積りを必要とします。これらの見積りについては過去の実績等を勘案し合理的に判断していますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 当連結会計年度の財政状態の分析

当連結会計年度末の総資産額は、211億9百万円となり、前連結会計年度末と比較し、9億66百万円増加しました。主な要因は、現金及び預金が増加したことによるものであります。

負債総額は、109億4百万円となり、前連結会計年度末と比較し、4億99百万円増加いたしました。主な要因は、社債及び長期借入金が増加したことによるものであります。

純資産総額は、102億4百万円となり、前連結会計年度末と比較し、4億66百万円増加いたしました。主な要因は、親会社株主に帰属する当期純利益の計上による利益剰余金の増加によるものであります。

(3) 当連結会計年度の経営成績の分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要(1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(5) 戦略的現状と見通し

業容の拡大により、売上高の増加を目指すほか、本部費用等、間接コストの相対的な軽減化に取り組んでおります。また、複数業態での拡大は、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」の 対応策と位置付けており、不振店対策としての業態転換をスピーディーに判断していくために不可欠であると考えております。以上のように、全体として常に業態ポートフォリオの最適化を図りながら拡大していくことが、十分な利益確保につながると考えております。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

なお、キャッシュ・フロー関連指標の推移は、下記のとおりであります。

	第53期	第54期	第55期	第56期	第57期
自己資本比率(%)			45.3	48.3	48.3
時価ベースの自己資本比率(%)			76.9	107.3	73.4
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(年)			3.9	3.7	4.5
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)			45.3	40.0	49.3

自己資本比率 : 自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率 : 株式時価総額 / 総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率 : 有利子負債 / キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ : キャッシュ・フロー / 利払い

(注) 1 . 第55期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2 . 株式時価総額は自己株式を除く発行済株式数をベースに計算しております。

3 . キャッシュ・フローは、営業キャッシュ・フローを利用しております。

4 . 有利子負債は連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載しております。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資につきましては、外食事業における新規出店・改装・業態転換のための投資を中心に7億71百万円の設備投資を実施しました。

#### 2 【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

平成28年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
			建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (名古屋市北区)	全社 (共通)	事務所	36,523	150,918 (335.92)	3,734	191,176	24
仙台青葉政岡通店 (仙台市青葉区) 他372店舗	外食事業	飲食店舗	3,089,061	3,382,235 (27,412.85)	302,059	6,773,357	555
その他	外食事業 その他	貸事務所 他	479,396	852,228 (31,919.54)	21,732	1,353,358	153

(注) 帳簿価額のうち「その他」は、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品並びにリース資産であり、建設仮勘定は含んでおりません。なお、金額には消費税等は含んでおりません。

##### (2) 国内子会社

主要な設備につきましては、提出会社より賃借しておりますので、該当事項はありません。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達方法	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		
提出会社		外食事業	飲食店舗 9店舗(新規)	293,020	29,197	自己資金	
提出会社		外食事業	飲食店舗 14店舗(業転)	168,000		自己資金	
提出会社		その他	教育校舎 3校舎他	47,480		自己資金	

(注) 1. 事業所名(所在地)及び完成後の増加能力については計画の段階であり、具体的な場所の特定、数値化ができませんので省略しております。

2. 金額には消費税等は含めておりません。

##### (2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

## 1 【株式等の状況】

## (1) 【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	673,477,576
計	673,477,576

## 【発行済株式】

種類	事業年度末 現在発行数(株) (平成28年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成28年6月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	197,051,738	197,051,738	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株であります。
計	197,051,738	197,051,738		

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 新株予約権

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成26年4月23日取締役会決議(第3回新株予約権))

区分	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	9,500	9,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	<p>950,000株 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は、100株とする。 対象株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{分割(または併合)の比率}}{1}$	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、株式数は適切に調整されるものとする。	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	<p>本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、対象株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、金104円とする。</p> <p>なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割(または併合)の比率}}$ <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$ <p>なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p>さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。</p>	同左
新株予約権の行使期間	自 平成29年7月1日 至 平成32年5月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 104 資本組入額 52	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、下記(a)、(b)及び(c)に掲げる各条件を全て満たした場合、平成29年3月期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から本新株予約権を行使することができる。</p> <p>(a)平成27年3月期の連結経常利益850百万円を超過した場合</p> <p>(b)平成28年3月期の連結経常利益850百万円を超過した場合</p> <p>(c)平成29年3月期の連結経常利益1,400百万円を超過した場合</p> <p>なお、上記(a)、(b)及び(c)における連結経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)の数値を用いるものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき連結経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項		同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。 なお、本新株予約権の行により株式を発行する場合における「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」は、下記のとおりである。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 本新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。なお、本新株予約権の取得に関する事項は、下記のとおりである。</p> <p>当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>	同左

(平成26年6月25日株主総会及び平成27年6月15日取締役会決議(第4回新株予約権))

区分	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	7,148	7,148
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	<p>714,800株 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は、100株とする。 対象株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{分割(または併合)の比率}}{\text{比率}}$ <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、株式数は適切に調整されるものとする。</p>	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。	同左
新株予約権の行使期間	自平成32年6月22日 至平成34年6月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 0.5	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の役職員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。</p> <p>イ．行使期間の開始日（以下、「起算日」という。）から1年間            新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の2分の1</p> <p>ロ．起算日から1年を経過した日から1年間            新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の全て            各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数            新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類            再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数            組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「株式の数」に準じて決定する。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。 なお、本新株予約権の行使により株式を発行する場合における「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」は、下記のとおりである。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。 計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 本新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。 なお、本新株予約権の取得に関する事項は、下記のとおりである。 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>	同左

## 新株予約権付社債

## 第7回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成25年2月15日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権付社債の残高(千円)	395,469	395,660
新株予約権の数(個)	40(注)	40(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,428,571	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額(以下、「転換価額」という。)は、35.0円とする。</p> <p>2. 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本欄第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} + \frac{1}{\text{時価}} \times \text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}$ <p>(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	<p>本欄第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p> <p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本欄第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本欄第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが転換価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	<p>ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>上記乃至の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記乃至にかかわらず、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額}}{\text{調整後転換価額}}$ <p>ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。</p> <p>(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他 転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	<p>転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本欄第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本欄第(2)号の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本欄第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社(「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において定義する。以下同じ。)とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本欄に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、本欄第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の行使期間	自 平成25年4月1日 至 平成32年3月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 35.0 資本組入額 17.5	同左
新株予約権の行使の条件	1. 各本新株予約権の一部行使はできない。 2. 本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式(第三者を通じて保有している当該株式を除く。)に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会決議による事前の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当社は、当該組織再編成行為に係る吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「承継会社」と総称する。)をして、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)に代わり、残存本新株予約権の新株予約権者に対して、以下の条件に基づき新たに承継会社の新株予約権を交付させるよう最善の努力を尽くすものとする。 1. 新たに交付される承継会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。 2. 承継会社の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社の普通株式とする。	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>3. 承継会社の新株予約権の目的たる株式の数 承継会社の新株予約権の行使により交付される承継会社の普通株式の数は、「新株予約権の目的となる株式の数」欄の規定に基づき決定される本新株予約権の目的となる株式の数に、組織再編成行為に際して定められる株式の割当比率を乗じた数(ただし、組織再編成行為の条件等を勘案して必要に応じ合理的な調整を行うものとする。)とする。</p> <p>4. 承継会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 承継会社の新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、承継会社の新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>5. 承継会社の新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に規定される本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同号に規定される本新株予約権の行使期間の終了日までとする。</p> <p>6. 承継会社の新株予約権の譲渡に関する事項 承継会社の新株予約権の譲渡については、承継会社の承認を要するものとする。</p>	同左

(注) 新株予約権付社債の額面10,000千円につき新株予約権1個が割り当てられております。

## 第8回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成25年2月15日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権付社債の残高(千円)	395,469	395,660
新株予約権の数(個)	40(注)	40(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,428,571	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額(以下、「転換価額」という。)は、35.0円とする。</p> <p>2. 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本欄第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(本「3 新規発行新株予約権付社債(以下、「転換価額調整式」という。))をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left( \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{既発行普通株式数}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	<p>本欄第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p> <p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本欄第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本欄第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが転換価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	<p>ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>上記乃至の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記乃至にかかわらず、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$ <p>ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。</p> <p>(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他 転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	<p>転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本欄第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本欄第(2)号の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本欄第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社(「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において定義する。以下同じ。)とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本欄に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、本欄第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の行使期間	自 平成26年3月18日 至 平成32年3月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 35.0 資本組入額 17.5	同左
新株予約権の行使の条件	1. 各本新株予約権の一部権利行使はできない。 2. 本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式(第三者を通じて保有している当該株式を除く。)に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会決議による事前の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当社は、当該組織再編成行為に係る吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「承継会社」と総称する。)をして、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)に代わり、残存本新株予約権の新株予約権者に対して、以下の条件に基づき新たに承継会社の新株予約権を交付させるよう最善の努力を尽くすものとする。 1. 新たに交付される承継会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。 2. 承継会社の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社の普通株式とする。	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>3. 承継会社の新株予約権の目的たる株式の数 承継会社の新株予約権の行使により交付される承継会社の普通株式の数は、「新株予約権の目的となる株式の数」欄の規定に基づき決定される本新株予約権の目的となる株式の数に、組織再編成行為に際して定められる株式の割当比率を乗じた数(ただし、組織再編成行為の条件等を勘案して必要に応じ合理的な調整を行うものとする。)とする。</p> <p>4. 承継会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 承継会社の新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。 なお、承継会社の新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>5. 承継会社の新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に規定される本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同号に規定される本新株予約権の行使期間の終了日までとする。</p> <p>6. 承継会社の新株予約権の譲渡に関する事項 承継会社の新株予約権の譲渡については、承継会社の承認を要するものとする。</p>	同左

(注) 新株予約権付社債の額面10,000千円につき新株予約権1個が割り当てられております。

第10回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成25年5月15日取締役会決議分）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権付社債の残高(千円)	296,602	296,745
新株予約権の数(個)	30(注)	30(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式である。なお、1単元の株式数は100株であり、振替式である。	同左
新株予約権の目的となる株式の数	6,896,551	同左
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額(以下、「転換価額」という。)は、43.5円とする。</p> <p>2. 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本欄第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times (\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数})}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の行使時の払込金額	<p>本欄第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p> <p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本欄第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本欄第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが転換価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の行使時の払込金額	<p>ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>上記乃至の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記乃至にかかわらず、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$ <p>ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。</p> <p>(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他 転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の行使時の払込金額	<p>転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本欄第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本欄第(2)号の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本欄第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社(「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において定義する。以下同じ。)とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本欄に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、本欄第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の行使期間	平成25年8月1日から平成32年3月18日まで (当該日が営業日ではない場合には、その直前の営業日)までとする。但し、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失したときまでとする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 43.5 資本組入額 22	同左
新株予約権の行使の条件	1. 各本新株予約権の一部行使はできない。 2. 本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式(第三者を通じて保有している当該株式を除く。)に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当社は、当該組織再編成行為に係る吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「承継会社」と総称する。)をして、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)に代わり、残存本新株予約権の新株予約権者に対して、以下の条件に基づき新たに承継会社の新株予約権を交付させるよう最善の努力を尽くすものとする。 1. 新たに交付される承継会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。 2. 承継会社の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社の普通株式とする。	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>3. 承継会社の新株予約権の目的たる株式の数 承継会社の新株予約権の行使により交付される承継会社の普通株式の数は、「新株予約権の目的となる株式の数」欄の規定に基づき決定される本新株予約権の目的となる株式の数に、組織再編成行為に際して定められる株式の割当比率を乗じた数(ただし、組織再編成行為の条件等を勘案して必要に応じ合理的な調整を行うものとする。)とする。</p> <p>4. 承継会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 承継会社の新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額は、その額面金額と同額とする。 なお、承継会社の新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>5. 承継会社の新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に規定される本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同号に規定される本新株予約権の行使期間の終了日までとする。</p> <p>6. 承継会社の新株予約権の譲渡に関する事項 承継会社の新株予約権の譲渡については、承継会社の承認を要するものとする。</p>	同左

(注) 新株予約権付社債の額面10,000千円につき新株予約権1個が割り当てられております。

第11回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成25年5月15日取締役会決議分）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権付社債の残高(千円)	296,602	296,745
新株予約権の数(個)	30(注)	30(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式である。なお、1単元の株式数は100株であり、振替式である。	同左
新株予約権の目的となる株式の数	6,896,551	同左
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額(以下、「転換価額」という。)は、43.5円とする。</p> <p>2. 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本欄第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times (\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数}}{\text{時価}})}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数}}{\text{時価}}}$ <p>(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の行使時の払込金額	<p>本欄第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p> <p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本欄第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本欄第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが転換価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の行使時の払込金額	<p>ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>上記乃至の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記乃至にかかわらず、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$ <p>ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。</p> <p>(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他 転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の行使時の払込金額	<p>転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本欄第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本欄第(2)号の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本欄第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社(「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において定義する。以下同じ。)とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本欄に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、本欄第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の行使期間	平成26年3月18日から平成32年3月18日まで(当該日が営業日ではない場合には、その直前の営業日)までとする。但し、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失したときまでとする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 43.5 資本組入額 22	同左
新株予約権の行使の条件	1. 各本新株予約権の一部行使はできない。 2. 本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式(第三者を通じて保有している当該株式を除く。)に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当社は、当該組織再編成行為に係る吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「承継会社」と総称する。)をして、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)に代わり、残存本新株予約権の新株予約権者に対して、以下の条件に基づき新たに承継会社の新株予約権を交付させるよう最善の努力を尽くすものとする。 1. 新たに交付される承継会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。 2. 承継会社の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社の普通株式とする。	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>3. 承継会社の新株予約権の目的たる株式の数 承継会社の新株予約権の行使により交付される承継会社の普通株式の数は、「新株予約権の目的となる株式の数」欄の規定に基づき決定される本新株予約権の目的となる株式の数に、組織再編成行為に際して定められる株式の割当比率を乗じた数(ただし、組織再編成行為の条件等を勘案して必要に応じ合理的な調整を行うものとする。)とする。</p> <p>4. 承継会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 承継会社の新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額は、その額面金額と同額とする。 なお、承継会社の新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>5. 承継会社の新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に規定される本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同号に規定される本新株予約権の行使期間の終了日までとする。</p> <p>6. 承継会社の新株予約権の譲渡に関する事項 承継会社の新株予約権の譲渡については、承継会社の承認を要するものとする。</p>	同左

(注) 新株予約権付社債の額面10,000千円につき新株予約権1個が割り当てられております。

## 第13回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成25年5月15日取締役会決議分）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権付社債の残高(千円)	296,602	296,745
新株予約権の数(個)	30(注)	30(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式である。なお、1単元の株式数は100株であり、振替式である。	同左
新株予約権の目的となる株式の数	7,334,963	同左
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額(以下、「転換価額」という。)は、40.9円とする。</p> <p>2. 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本欄第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times (\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数}}{\text{時価}})}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の行使時の払込金額	<p>本欄第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p> <p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本欄第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本欄第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが転換価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の行使時の払込金額	<p>ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>上記乃至の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記乃至にかかわらず、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$ <p>ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。</p> <p>(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他 転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の行使時の払込金額	<p>転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本欄第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本欄第(2)号の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本欄第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社(「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において定義する。以下同じ。)とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本欄に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、本欄第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の行使期間	平成25年8月1日から平成32年3月18日まで (当該日が営業日ではない場合には、その直前の営業日)までとする。但し、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失したときまでとする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 40.9 資本組入額 21	同左
新株予約権の行使の条件	1. 各本新株予約権の一部行使はできない。 2. 本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式(第三者を通じて保有している当該株式を除く。)に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当社は、当該組織再編成行為に係る吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「承継会社」と総称する。)をして、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)に代わり、残存本新株予約権の新株予約権者に対して、以下の条件に基づき新たに承継会社の新株予約権を交付させるよう最善の努力を尽くすものとする。 1. 新たに交付される承継会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。 2. 承継会社の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社の普通株式とする。	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>3. 承継会社の新株予約権の目的たる株式の数 承継会社の新株予約権の行使により交付される承継会社の普通株式の数は、「新株予約権の目的となる株式の数」欄の規定に基づき決定される本新株予約権の目的となる株式の数に、組織再編成行為に際して定められる株式の割当比率を乗じた数(ただし、組織再編成行為の条件等を勘案して必要に応じ合理的な調整を行うものとする。)とする。</p> <p>4. 承継会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 承継会社の新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額は、その額面金額と同額とする。 なお、承継会社の新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>5. 承継会社の新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に規定される本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同号に規定される本新株予約権の行使期間の終了日までとする。</p> <p>6. 承継会社の新株予約権の譲渡に関する事項 承継会社の新株予約権の譲渡については、承継会社の承認を要するものとする。</p>	同左

(注) 新株予約権付社債の額面10,000千円につき新株予約権1個が割り当てられております。

第14回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成25年5月15日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権付社債の残高(千円)	296,602	296,745
新株予約権の数(個)	30(注)	30(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式である。なお、1単元の株式数は100株であり、振替式である。	同左
新株予約権の目的となる株式の数	7,334,963	同左
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額(以下、「転換価額」という。)は、40.9円とする。</p> <p>2. 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本欄第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times (\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数}}{\text{時価}})}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の行使時の払込金額	<p>本欄第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p> <p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本欄第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本欄第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが転換価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の行使時の払込金額	<p>ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>上記乃至の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記乃至にかかわらず、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額}}{\text{調整後転換価額}}$ <p>ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。</p> <p>(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他 転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の行使時の払込金額	<p>転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本欄第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本欄第(2)号の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本欄第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社(「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において定義する。以下同じ。)とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本欄に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、本欄第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の行使期間	平成26年3月18日から平成32年3月18日まで (当該日が営業日ではない場合には、その直前の営業日)までとする。但し、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失したときまでとする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 40.9 資本組入額 21	同左
新株予約権の行使の条件	1. 各本新株予約権の一部行使はできない。 2. 本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式(第三者を通じて保有している当該株式を除く。)に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当社は、当該組織再編成行為に係る吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「承継会社」と総称する。)をして、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)に代わり、残存本新株予約権の新株予約権者に対して、以下の条件に基づき新たに承継会社の新株予約権を交付させるよう最善の努力を尽くすものとする。 1. 新たに交付される承継会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。 2. 承継会社の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社の普通株式とする。	同左

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>3. 承継会社の新株予約権の目的たる株式の数 承継会社の新株予約権の行使により交付される承継会社の普通株式の数は、「新株予約権の目的となる株式の数」欄の規定に基づき決定される本新株予約権の目的となる株式の数に、組織再編成行為に際して定められる株式の割当比率を乗じた数(ただし、組織再編成行為の条件等を勘案して必要に応じ合理的な調整を行うものとする。)とする。</p> <p>4. 承継会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 承継会社の新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額は、その額面金額と同額とする。 なお、承継会社の新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>5. 承継会社の新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に規定される本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同号に規定される本新株予約権の行使期間の終了日までとする。</p> <p>6. 承継会社の新株予約権の譲渡に関する事項 承継会社の新株予約権の譲渡については、承継会社の承認を要するものとする。</p>	同左

(注) 新株予約権付社債の額面10,000千円につき新株予約権1個が割り当てられております。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年4月1日～ 平成24年3月31日 (注)1	8,571	74,364	150,567	1,785,195	150,567	1,848,494
平成25年8月1日 (注)2	94,005	168,369	1,685,195	100,000	1,748,494	100,000
平成26年5月1日～ 平成26年7月31日 (注)3	3,022	171,391	142,500	242,500	142,500	242,500
平成26年12月1日～ 平成26年12月31日 (注)4	25,660	197,051	500,000	742,500	500,000	742,500
平成27年3月24日 (注)5		197,051	642,500	100,000	642,500	100,000

- 平成23年4月1日～平成24年3月31日の増加は、第2回新株予約権及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の権利行使による新株発行によるものであります。
- 平成25年8月1日の発行済株式総数の増加は、株式会社ジー・ネットワークス及び株式会社さかいとの合併による新株発行に伴うものであります(合併比率 株式会社ジー・ネットワークス株式1株につき当社株式2株、株式会社さかい株式1株につき当社株式2株)。また、資本金及び資本準備金の減少は、平成25年6月26日開催の定時株主総会の決議により、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ減少したものであります。減少した資本金及び資本準備金の額については、全額その他資本剰余金に振り替えております。
- 平成26年5月1日～平成26年7月31日の増加は、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の権利行使による新株発行によるものであります。
- 平成26年12月1日～平成26年12月31日の増加は、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債、第9回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第12回無担保転換社債型新株予約権付社債の権利行使による新株発行によるものであります。
- 平成27年3月24日の資本金及び資本準備金の減少は、平成27年2月20日開催の臨時株主総会の決議により、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ減少したものであります。減少した資本金及び資本準備金の額については、全額その他資本剰余金に振り替えております。

## (6) 【所有者別状況】

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		7	17	203	13	10	16,983	17,233	
所有株式数 (単元)		11,616	5,310	1,129,311	7,084	470	815,922	1,969,713	80,438
所有株式数 の割合 (%)		0.59	0.27	57.33	0.36	0.03	41.42	100.00	

- (注) 1. 自己株式5,709,566株は、「個人その他」に57,095単元及び「単元未満株式の状況」に66株を含めて記載しております。
2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ22単元及び50株含まれております。

## (7) 【大株主の状況】

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ジー・コミュニケーション	名古屋市北区黒川本通2丁目46	77,410	39.29
株式会社神戸物産	兵庫県加古郡稲美町中一色883	27,851	14.13
沼田 昭二	兵庫県加古郡稲美町	22,618	11.48
ジー・テイスト取引先持株会	仙台市宮城野区榴岡2丁目2-10	3,296	1.67
アリアケジャパン株式会社	東京都渋谷区恵比寿南3丁目2-17	2,224	1.13
株式会社J・ART	岐阜県各務原市蘇原東島町4丁目61	804	0.41
神林 忠弘	新潟市中央区	742	0.38
江川 春延	仙台市青葉区	600	0.30
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	600	0.30
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	416	0.21
計	-	136,564	69.30

(注) 1. 上記の他、当社所有の自己株式5,709千株(2.90%)があります。

2. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)

600千株

## (8) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,709,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 191,261,800	1,912,618	
単元未満株式	普通株式 80,438		
発行済株式総数	197,051,738		
総株主の議決権		1,912,618	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,200株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数22個が含まれております。

## 【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ジー・テイスト	仙台市宮城野区榴岡 二丁目2番10号	5,709,500		5,709,500	2.90
計		5,709,500		5,709,500	2.90

(注) 上記のほか、単元未満株式66株を所有しています。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(平成26年4月23日取締役会決議(第3回新株予約権))

会社法に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員に対して新株予約権を発行することを、平成26年4月23日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成26年4月23日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社従業員 23 当社監査役 2	
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況	新株予約権」に記載しております。
株式の数(株)	「(2)新株予約権等の状況	新株予約権」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2)新株予約権等の状況	新株予約権」に記載しております。
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況	新株予約権」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	「(2)新株予約権等の状況	新株予約権」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況	新株予約権」に記載しております。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況	新株予約権」に記載しております。

(平成26年6月25日株主総会及び平成27年6月15日取締役会決議(第4回新株予約権))

会社法に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員に対してストック・オプションとして無償で新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、平成26年6月25日の第55回定時株主総会において決議され、ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な内容について、平成27年6月15日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成26年6月25日及び平成27年6月15日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社従業員 650 当社監査役 3	
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況	新株予約権」に記載しております。
株式の数(株)	「(2)新株予約権等の状況	新株予約権」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2)新株予約権等の状況	新株予約権」に記載しております。
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況	新株予約権」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	「(2)新株予約権等の状況	新株予約権」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況	新株予約権」に記載しております。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況	新株予約権」に記載しております。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	800	81
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には、平成28年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(-)				
保有自己株式数	5,709,566		5,709,566	

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、平成28年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、平成28年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

### 3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策と位置づけ、将来の事業拡大に備え、内部留保による企業体質の強化を図りながら、安定した配当を維持していくことを基本方針としております。株主の皆様への利益還元については、当社は、年1回期末配当で行うことを基本方針としております。

当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定めております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記の配当方針のもと、1株当たり0.5円としております。

内部留保金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、さらなる展開を図るために有効投資してまいりたいと考えております。

また、当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成28年5月13日 取締役会決議	95,671	0.5

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第53期	第54期	第55期	第56期	第57期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
最高(円)	57	75	107	162	129
最低(円)	31	32	47	89	75

(注) 最高・最低株価は、平成25年7月15日以前は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、平成25年7月16日以降は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年10月	平成27年11月	平成27年12月	平成28年1月	平成28年2月	平成28年3月
最高(円)	120	129	105	93	87	91
最低(円)	84	98	85	77	75	81

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

5 【役員の状況】

男性 8 名 女性 1 名 ( 役員のうち女性の比率11.1% )

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長		杉本 英雄	昭和37年 4 月19日生	昭和60年 4 月 株式会社日本エル・シー・エー ( 現 株式会社インタープライズ・コンサルティング)入社 平成元年 4 月 株式会社ベンチャー・リンク(現 株式会社C&I Holdings)入社 平成 7 年 8 月 同社取締役 平成 8 年 8 月 同社常務取締役 平成16年 6 月 同社取締役常務執行役 平成16年 7 月 株式会社ジー・コミュニケーション 取締役社長 平成18年 6 月 同社代表取締役社長 平成19年 5 月 株式会社焼肉屋さかい(現 当 社)顧問 平成19年 6 月 同社代表取締役会長 平成20年 2 月 株式会社ジー・エデュケーション ( 現 自分未来きょういく株式会 社)代表取締役社長 平成20年 4 月 株式会社ジー・フード代表取締役 社長 平成21年 6 月 株式会社ジー・コミュニケーショ ン代表取締役社長 平成21年 6 月 株式会社焼肉屋さかい(現 当 社)取締役 平成23年 3 月 株式会社ジー・コミュニケーショ ン取締役 平成23年 3 月 株式会社さかい(現 当社)代表 取締役社長 平成24年 4 月 株式会社ジー・コミュニケーショ ン代表取締役社長 平成24年 6 月 当社取締役 平成25年 2 月 株式会社クックイノベンチャー代 表取締役(現任) 平成25年 4 月 株式会社さかい(現 当社)取締 役 平成25年 8 月 当社代表取締役社長(現任)	(注) 3	21
代表取締役 副社長	東日本カン パニー統括	稲吉 史泰	昭和47年 4 月27日生	平成 8 年 4 月 蒲郡信用金庫入庫 平成11年 6 月 株式会社がんばる学園 ( 現 株式会社ジー・コミュニ ケーション)入社 平成11年12月 株式会社ウェルコム代表取締役 平成15年 8 月 株式会社ジークム九州代表取締役 平成17年 6 月 株式会社ジー・コミュニケーショ ン社長室長 平成17年 8 月 当社入社 平成17年 9 月 当社代表取締役社長 平成24年 9 月 当社代表取締役社長 平禄事業本 部長 平成25年 2 月 株式会社クックイノベンチャー取 締役(現任) 平成25年 8 月 株式会社クック・オペレーション 代表取締役(現任) 平成25年 8 月 当社代表取締役副社長 東日本食 カンパニー統括(現任) 平成27年 1 月 株式会社ジー・アカデミー取締役 (現任)	(注) 3	24

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 副社長	西日本カン パニー統括	阿久津 貴史	昭和46年2月13日生	平成15年5月 株式会社暖中カンパニー取締役FC 営業部長 平成17年9月 株式会社ダイニング企画代表取締 役社長 平成18年1月 株式会社バオ(現 当社)顧問 平成18年1月 同社代表取締役社長 平成25年2月 株式会社クックイノベーション取 締役(現任) 平成25年6月 当社取締役 平成25年8月 株式会社クック・オペレーション 代表取締役(現任) 平成25年8月 当社取締役副社長 西日本カン パニー統括(現任) 平成27年1月 株式会社ジー・アカデミー代表取 締役(現任)	(注)3	125
取締役	経営企画 本部統括	川上 一郎	昭和40年9月11日生	平成2年4月 日興証券株式会社(現 SMBC日興 証券株式会社)入社 平成14年4月 株式会社ジー・コミュニケーション 入社 平成16年6月 株式会社ジーコム東日本代表取締 役 平成17年6月 株式会社ジー・コミュニケーショ ン東京支社長 平成17年8月 当社管理本部長 平成17年9月 当社取締役 管理本部長 平成19年5月 当社常務取締役 管理本部長 平成22年6月 フードインクルーヴ株式会社(現 当社)取締役 平成23年6月 株式会社さかい(現 当社)取締 役 平成23年6月 株式会社ジー・コミュニケーショ ン取締役副社長 平成23年6月 株式会社ジー・ネットワークス (現 当社)取締役 平成23年7月 当社取締役副社長就任 経営企画 本部長 平成24年4月 株式会社ジー・コミュニケーショ ン取締役 平成25年8月 当社取締役 経営企画本部統括 (現任)	(注)3	9

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	管理本部長	稲角 好宣	昭和38年2月7日生	昭和60年4月	株式会社日本エル・シー・エー (現 株式会社インタープライズ・コンサルティング)入社	(注)3	3
				平成15年9月	株式会社リンク・プロモーション (現 株式会社カーリンク) 監査役(非常勤)兼務		
				平成17年11月	株式会社ジー・コミュニケーション入社		
				平成17年12月	同社取締役		
				平成18年8月	同社常務取締役		
				平成19年3月	株式会社グローバルアクト(現当社) 監査役		
				平成19年6月	株式会社さかい(現 当社) 監査役		
				平成19年6月	株式会社ジー・コミュニケーション専務取締役		
				平成23年6月	同社取締役		
				平成24年6月	株式会社ジー・ネットワークス(現 当社) 取締役		
				平成24年6月	当社取締役		
				平成25年2月	株式会社クックイノベーション取締役(現任)		
				平成25年8月	株式会社ジー・コミュニケーション代表取締役(現任)		
				平成25年8月	当社取締役 管理本部長(現任)		
取締役		畑中 裕	昭和35年1月17日生	昭和59年4月	赤井電機株式会社入社	(注)1、3	
				昭和62年3月	リビングストーンコミュニケーション入社		
				平成元年5月	エムアンドシーコンサルティング設立		
				平成3年4月	エムアンドシーコンサルティング株式会社設立、代表取締役(現任)		
				平成15年9月	エスブール株式会社 監査役(現任)		
				平成28年6月	当社取締役(現任)		

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役		間宮 友久	昭和39年4月22日生	昭和63年4月 平成2年2月 平成6年4月 平成7年6月 平成9年5月 平成20年1月 平成20年3月 平成20年3月 平成20年6月 平成25年6月	株式会社宇佐美入社 岐阜ハーネス株式会社入社 株式会社高島屋前岐薬入社 株式会社J・ART入社 株式会社さかい(現 当社)入社 ビー・サプライ株式会社転籍 業務部長 株式会社さかい(現 当社) 転籍 株式会社さかい(現 当社) 一時 監査役職務代行者(仮監査役) 株式会社さかい(現 当社) 監査 役 当社監査役(現任)	(注)4	4
監査役		佐藤 加代子	昭和26年4月10日生	昭和45年9月 昭和53年1月 昭和60年6月 平成3年4月 平成17年4月 平成19年3月 平成19年6月 平成21年6月 平成21年6月 平成21年6月 平成23年6月	日本電信電話公社入社 仁木島商事株式会社入社 株式会社エッチ・エヌ・エー・シ ステム入社 株式会社サンウェイ入社 株式会社ダイニング企画常勤監査 役 株式会社グローバルアクト(現 当社) 監査役 同社常勤監査役 当社監査役(現任) 株式会社さかい(現 当社) 監査 役 株式会社ジー・ネットワークス (現 当社) 監査役 株式会社ジー・コミュニケーション 監査役(現任)	(注)4	3
監査役		黒川 孝雄	昭和9年1月7日生	昭和31年4月 昭和55年4月 昭和57年10月 昭和61年5月 平成10年2月 平成13年7月 平成18年8月 平成23年6月 平成25年6月	明治乳業株式会社(現 株式会社 明治)入社 同社京都支店長 関西明販株式会社代表取締役社長 明治サントレ株式会社(現 明 治フレッシュネットワーク株式会 社)代表取締役社長 株式会社フランチイズ研究所設 立 株式会社ジー・コミュニケーショ ン監査役(平成17年8月退任) 同社監査役 株式会社さかい(現 当社) 監査 役 当社監査役(現任)	(注)4	5
計							195

- (注) 1. 取締役畑中裕は社外取締役であります。  
2. 監査役佐藤加代子及び黒川孝雄は社外監査役であります。  
3. 平成28年6月23日開催の定時株主総会の終結の時から平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
4. 平成25年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
5. 所有株式数には、当社役員持株会における各自の持分を含めた実質持株数を記載しております。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、健全で透明性が高く、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制の確立を重要な経営課題の一つと考えております。この考え方のもと、コーポレート・ガバナンスの充実のため、「ディスクロージャー（情報開示）」及び「リスクマネジメント及びコンプライアンス体制」の強化を図っております。

#### 企業統治の体制の概要

当社の企業統治の体制につきましては、会社法に基づく機関として株主総会、取締役、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を設置しており、これらの機関のほかに、経営会議、内部監査部を設置しております。

#### 企業統治の体制を採用する理由

現状の体制につきましては、取締役の人数は6名（うち社外取締役1名、提出日現在）であり、代表取締役をはじめとする各部門を担う取締役間の連絡を綿密に取り、相互チェックを図るとともに、監査役3名（うち社外監査役2名、提出日現在）による監査体制、並びに監査役が会計監査人や内部監査部と連携を図る体制により、十分な職務執行・監査体制を構築しているものと考え、採用しております。

#### 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

##### イ 会社の機関の内容

###### < 取締役会 >

取締役会を1ヶ月に1回開催し、法令及び定款で定められた事項及び経営方針・政策に関する重要事項について審議し、効率的で迅速な意思決定を行っております。

###### < 監査役 >

取締役会への出席はもとより、経営会議、その他の重要会議等への出席、重要な決裁書類の閲覧、取締役及び使用人からの定期的または随時の事業報告聴取、内部監査部からの聴取、各事業所往査により業務及び財産の状況を調査するなど、取締役の職務執行を監査しております。

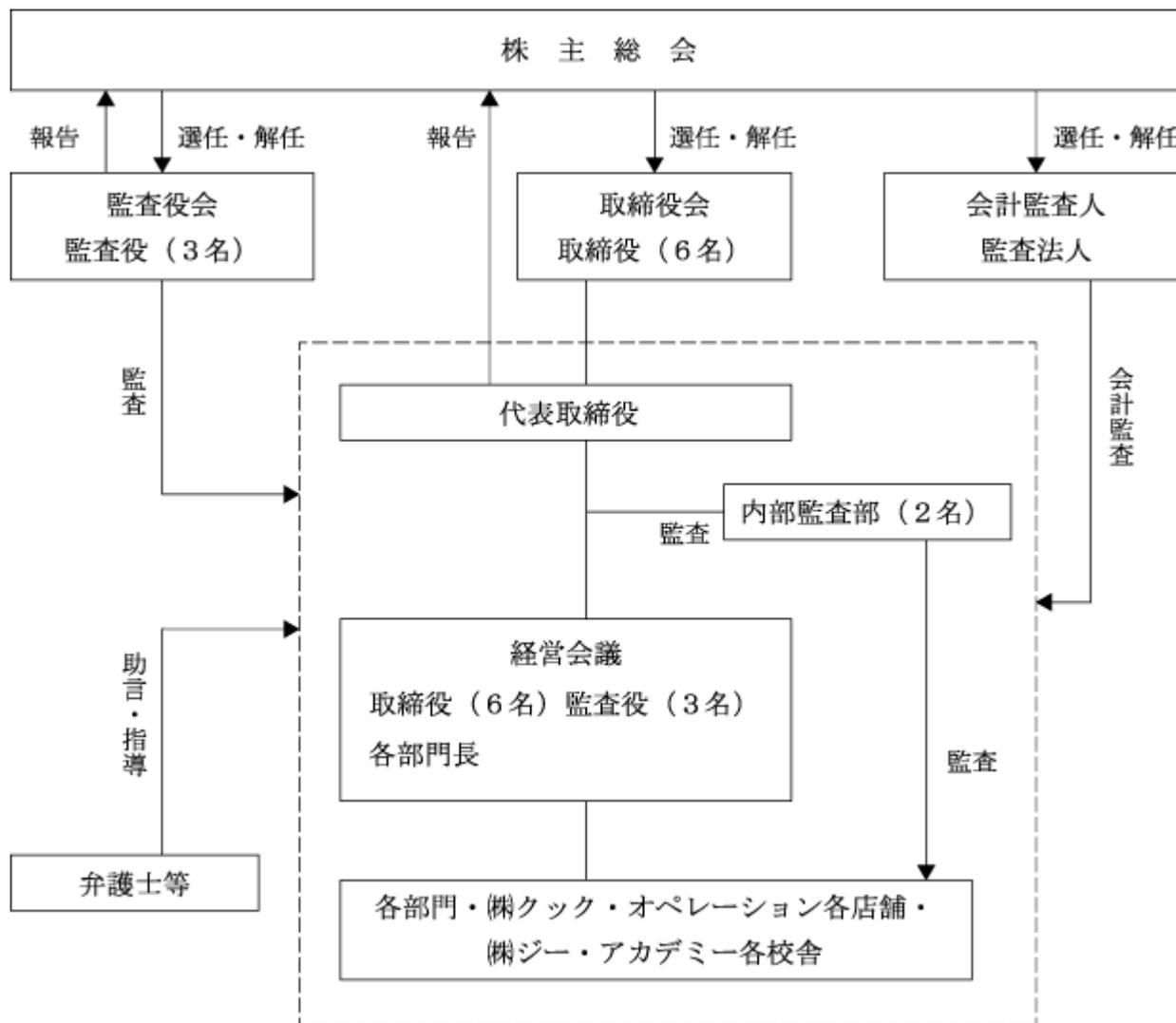
###### < 監査役会 >

監査役全員をもって構成し、監査役会が定めた監査方針及び監査実施計画等に従い、監査を行っております。なお、監査の内容につきましては、各監査役が毎月、監査役会に報告し、情報の共有化及び監査計画の進捗確認を行うとともに、次月の監査計画について協議・承認しております。

###### < 経営会議 >

原則として毎月1回以上開催し、取締役、監査役及び各部門長が出席し、取締役会から委任された事項の意思決定のほか、業務執行についての方針及び計画の審議・管理・決定をするとともにコンプライアンス上重要な問題の審議等を行っております。

## □ 会社の機関・内部統制の関係図



## 八 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムといたしましては、以下のとおりであります。

取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、グループ経営理念「共存共栄」の理念に則った「行動規範」を制定し、代表取締役社長が、内部統制の責任者として、その意志を役職員に伝えることにより、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底しております。
- ・ 当社の取締役及び使用人が法令及び社内規程を遵守し、法令遵守を優先させる行動ができるための指針として「コンプライアンス規程」を定めております。
- ・ コンプライアンス統括部署を総務部とし、コンプライアンスを実現するための組織及び研修体制を整備し、同部が中心となって役職員教育を行っております。監査役及び内部監査部は、総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、これらの活動は定期的に取り締役に報告しております。取締役会は、定期的コンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めております。
- ・ 法令及び社内規程に反する行為に気づいた場合、従業員が直接報告・通報を行う手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置しております。報告・通報を受けた総務部はその内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上、決定し、全社的に再発防止策を実施することとしております。

当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存しております。
- ・ 上記情報を記載した文書又は電磁的媒体の保存期間は、少なくとも5年間としております。
- ・ 取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書を閲覧できるものとし、その他の者の閲覧権限については、文書管理規程により定めております。

当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役会を1ヶ月に1回開催し、法令及び定款で定められた事項及び経営方針・政策に関する重要事項について審議し、効率的で迅速な意思決定を行っております。
- ・ 取締役、監査役及び各部門長が出席する経営会議を毎月1回開催し、経営方針の徹底、業務執行に関する重要事項の決定、利益計画の進捗状況を管理しております。
- ・ 取締役会による中期経営計画・年度事業計画の策定、年度事業計画に基づく部門毎の業績目標と予算の設定、月次・四半期管理の実施を行っております。
- ・ 取締役会及び経営会議による月次業績のレビューと改善策の検討を行っております。

監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 管理本部担当取締役は、監査役が求めた場合その他必要な場合には、監査役の業務を補助すべき使用人を任命することとしております。
- ・ 監査役の業務を補助すべき使用人に対する指揮権は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役に移譲されるものとし、取締役の指揮命令は受けないこととしております。

当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 当社の取締役または使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び、不正行為や法令並びに定款違反行為を発見した場合は、速やかに監査役に報告することとしております。
- ・ 当社の取締役及び使用人は、監査役から、稟議書類等業務執行に係る文書の閲覧や、説明を求められたときには、速やかにこれに応じることとしております。

また、当社の取締役は、監査役に対し、必要に応じて、内部監査部との情報交換や当社の会計監査人から会計監査内容に関して説明を受ける機会のほか、顧問弁護士及び会計監査人などその他の外部機関との間で情報交換等を行う機会を保障しております。

#### リスク管理体制の整備

当社及び当社グループ全社のリスク管理体制は以下のとおりであります。

- イ コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティについては、それぞれの担当部署にて、細則・マニュアルの作成・配布等を行い、役員・社員に対して、定期的に研修を実施しております。組織横断的・全社的リスクについては、状況の監視及び全社的対応を管理本部にて行っております。その他新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応し、責任者となる取締役を定めることとしております。
- ロ 内部監査部は、これらのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に管理本部担当取締役及び取締役会・経営会議に報告し、取締役会において改善策を審議・決定しております。
- ハ 大規模な事故・災害等当社及び当社グループ全社の経営に重大な影響を与える緊急事態が発生した場合には、管理本部長を委員長とし、管理本部長が任命する人員を構成員とする緊急対策委員会を設置し、危機管理体制を構築することとしております。
- ニ リスク管理・事故等の当社及び当社グループ全社の経営に重大な影響を与える緊急事態に関して、法令または取引所適時開示規則に則った開示を適切に行うこととしております。
- ホ 反社会勢力排除にむけた基本的な考え方及びその整備状況  
当社及び当社グループ全社は、反社会勢力との関係を遮断し、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応することとしております。また、反社会勢力との接触が生じた場合には、速やかに警察当局及び顧問弁護士に通報・相談できる体制を整えております。  
なお、取引先については、取引開始時に社内、社外機関を活用し、反社会勢力でないことを確認しております。

#### 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社子会社の取締役は、当社の取締役を兼務しており、事業計画の遂行、コンプライアンス体制の構築並びにリスク管理体制の確立等、子会社の統括管理を行うとともに、当社の取締役会、経営会議において、子会社の重要な職務執行についての報告を行い、業務の適正及び効率を確保しております。

#### 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査及び監査役監査の組織は、内部監査部2名（提出日現在）、監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名（提出日現在）を含む計3名によって構成されております。

内部監査部は、法令、定款、社内規程及び諸取扱要領に従い、適正且つ有効に運用されているか否か、リスク管理体制の状況を調査し、その結果を代表取締役及び経営会議へ報告し、改善施策を講ずることにより、適切な業務運営及びリスクマネジメント体制の向上に資することを目的に内部監査を実施しております。また、監査役に対して随時監査実施状況を報告するとともに、会計監査人とも定期的に監査実施状況について意見交換を実施しております。

監査役は、監査役会が定めた監査方針及び監査実施計画等に従い、取締役会への出席はもとより、経営会議、その他の重要会議等への出席、重要な決裁書類の閲覧、取締役及び使用人からの定期的または随時の事業報告聴取、内部監査部からの聴取、各事業所往査により業務及び財産の状況を調査するなど、取締役の職務執行を監査しております。また監査役会と会計監査人との連携に関しては、定期的に、監査方針、監査実施状況、監査結果等にかかる意見交換を行っております。

#### 社外取締役及び社外監査役との関係

当社は、社外取締役及び社外監査役の選任にあたり、その独立性に関する基準又は方針はないものの、東京証券取引所の定める独立性判断基準及び開示加重要件を参考に、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員を最低1名以上選任することとしております。

当社は経営監督機能の強化を目的に社外取締役を1名（提出日現在）選任しております。

社外監査役は、それぞれの専門的見地と豊富な経験から取締役会において必要な意見や問題点等の指摘を行い、客観的立場から監督または監査を行うことにより、当社のコーポレート・ガバナンスの有効性を高める役割を担っております。

社外取締役及び社外監査役は、取締役会及び経営会議その他重要会議等に出席し、客観的な立場から意見を述べられる体制を整備しております。社外取締役、社外監査役及び監査役との間の意見交換、会計監査人との意見交換、内部監査部門からの監査結果報告等を定期的実施することにより、相互連携を図っております。

・社外取締役の畑中裕氏は、経営コンサルタント及び企業経営者としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に捉われない客観的視点から、独立性をもって有効な助言を行い、また経営の監視を遂行することが期待できることから、社外取締役に選任しております。なお、当社と社外取締役個人との間に特別な利害関係はありません。

・社外監査役の佐藤加代子氏は、当社の親会社である株式会社ジー・コミュニケーションの常勤監査役であります。同氏は、長年の監査役としての経験を有しており、適正な監査を行うのに必要な知識と見識を有していることから、社外監査役に選任しております。株式会社ジー・コミュニケーションと当社との間には資金借入等の関係があります。なお、当社と社外監査役個人との間に特別な利害関係はありません。

・社外監査役の黒川孝雄氏は、フランチャイズ事業に関する豊富な知識と経験並びに経営者としての経験を有しており、適正な監査を行うのに必要な知識と見識を有していることから社外監査役に選任しております。また、社外監査役の黒川孝雄氏は、東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届出ております。なお、当社と社外監査役個人との間に特別な利害関係はありません。

#### 会計監査の状況

当社は、なごさ監査法人との間で、監査契約（公認会計士法第2条第1項に基づく監査証明業務）を締結しております。当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成等は、以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
代表社員 業務執行社員	山根 武夫	なごさ監査法人
業務執行社員	真鍋 慎一	

継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7名

役員報酬の内容

イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区 分	支給人員	報 酬 額(千円)				
		基本報酬	ストック オプション	賞 与	退職慰労金	合 計
取締役 (社外取締役を除く。)	5名	74,040	168	12,900		87,108
監査役 (社外監査役を除く。)	1名	5,820	13	380		6,213
社外役員	3名	5,953	26	505		6,485

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 当事業年度末現在の取締役は5名、監査役は3名(うち社外監査役2名)であります。

□ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

八 使用人兼務役員のうち重要なもの

該当事項はありません。

二 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、経営内容、経済情勢、社員給与とのバランス等を考慮して、取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

なお、取締役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第35回定時株主総会において月額20百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第35回定時株主総会において月額3百万円以内となっております。

当社定款において定めている事項

イ 取締役の定数及び選任方法

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。なお、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

□ 中間配当の決定機関

当社は、中間配当について、配当政策に関する機動性を確保する目的で、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

八 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

二 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

ホ 剰余金の配当等の決定機関

当社は剰余金の配当等の決定機関について、必要に応じた機動的な配当の実施を可能とするため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。

株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的の投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄数 7銘柄

貸借対照表計上額の合計 33,172千円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的（非上場株式を除く。）

該当事項はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当事項はありません。

ニ 投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額

該当事項はありません。

ホ 投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	23,000		23,000	
連結子会社				
計	23,000		23,000	

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は特に定めておりませんが、当社の事業規模、監査日数等を勘案し、監査役会の同意を得た上で決定しております。

## 第5 【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の財務諸表について、なぎさ監査法人による監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容や変更等を適切に把握し、的確に対応できる体制を整備するため、各種団体の主催する講習会に参加する等積極的な情報収集活動に努めるとともに、更なる適正性を確保するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	4,036,046	5,484,624
受取手形及び売掛金	428,532	386,381
商品及び製品	67,668	65,878
仕掛品	3,777	3,104
原材料及び貯蔵品	207,726	206,687
繰延税金資産	369,958	456,310
その他	602,050	637,088
貸倒引当金	11,792	16,754
流動資産合計	5,703,968	7,223,320
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	15,668,891	15,292,796
減価償却累計額	12,005,912	11,687,815
建物及び構築物(純額)	1 3,662,980	1 3,604,981
土地	1 4,558,347	1 4,385,382
その他	3,624,568	3,241,880
減価償却累計額	3,302,953	2,885,156
その他(純額)	321,614	356,724
有形固定資産合計	8,542,942	8,347,088
無形固定資産		
のれん	127,233	82,072
その他	171,036	167,610
無形固定資産合計	298,270	249,683
投資その他の資産		
投資有価証券	23,172	33,172
長期貸付金	53,191	170,600
繰延税金資産	972,472	842,956
敷金及び保証金	1 4,404,268	1 4,174,855
その他	497,287	446,139
貸倒引当金	352,661	378,531
投資その他の資産合計	5,597,729	5,289,193
固定資産合計	14,438,942	13,885,966
資産合計	20,142,911	21,109,286

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	803,994	774,920
短期借入金	300,000	250,000
1年内返済予定の長期借入金	1 100,000	1 299,596
1年内償還予定の社債	1 380,000	1 478,000
関係会社短期借入金	921,500	708,142
リース債務	5,091	2,711
未払法人税等	53,223	65,800
繰延税金負債	2,860	197
賞与引当金	59,738	48,203
店舗閉鎖損失引当金	2,024	4,557
資産除去債務	7,470	7,552
その他	2,354,373	2,177,043
流動負債合計	4,990,275	4,816,725
<b>固定負債</b>		
社債	1 1,520,000	1 1,742,000
新株予約権付社債	1,971,622	1,977,348
長期借入金	1 400,000	1 858,905
リース債務	9,068	6,356
退職給付に係る負債	42,864	37,404
資産除去債務	830,030	838,313
その他	641,542	627,803
固定負債合計	5,415,128	6,088,131
負債合計	10,405,404	10,904,856
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	8,842,326	8,842,326
利益剰余金	1,611,550	2,066,510
自己株式	817,271	817,353
株主資本合計	9,736,604	10,191,483
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他の包括利益累計額合計	-	-
新株予約権	902	12,946
純資産合計	9,737,507	10,204,430
負債純資産合計	20,142,911	21,109,286

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
売上高	27,982,781	27,598,460
売上原価	10,030,848	10,019,405
売上総利益	17,951,932	17,579,054
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 17,013,032	<sup>1</sup> 16,684,985
営業利益	938,900	894,068
営業外収益		
受取利息	8,385	8,016
受取配当金	439	465
業務受託料	68,058	67,712
受取補償金	7,500	42,587
債権譲渡益	-	24,999
その他	56,534	53,412
営業外収益合計	140,918	197,193
営業外費用		
支払利息	62,803	33,019
支払手数料	97,786	79,887
貸倒引当金繰入額	-	29,521
その他	15,943	33,799
営業外費用合計	176,533	176,227
経常利益	903,285	915,034
特別利益		
固定資産売却益	<sup>2</sup> 73	<sup>2</sup> 5,342
特別利益合計	73	5,342
特別損失		
固定資産売却損	-	<sup>3</sup> 5,033
固定資産除却損	<sup>4</sup> 20,731	<sup>4</sup> 16,401
店舗閉鎖損失	7,249	24,434
店舗閉鎖損失引当金繰入額	2,024	4,557
減損損失	<sup>5</sup> 180,939	<sup>5</sup> 215,110
特別損失合計	210,943	265,536
税金等調整前当期純利益	692,415	654,839
法人税、住民税及び事業税	106,163	63,707
法人税等調整額	41,447	40,501
法人税等合計	64,716	104,208
当期純利益	627,699	550,631
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	627,699	550,631

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益	627,699	550,631
その他の包括利益		
その他の包括利益合計	-	-
包括利益	627,699	550,631
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	627,699	550,631
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	7,557,326	1,068,034	178	8,725,182
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	642,500	642,500			1,285,000
減資	642,500	642,500			-
剰余金の配当			84,183		84,183
親会社株主に帰属する当期純利益			627,699		627,699
自己株式の取得				817,093	817,093
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	1,285,000	543,515	817,093	1,011,422
当期末残高	100,000	8,842,326	1,611,550	817,271	9,736,604

	その他の包括利益累計額	新株予約権	純資産合計
	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	-	-	8,725,182
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）			1,285,000
減資			-
剰余金の配当			84,183
親会社株主に帰属する当期純利益			627,699
自己株式の取得			817,093
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	902	902
当期変動額合計	-	902	1,012,324
当期末残高	-	902	9,737,507

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	8,842,326	1,611,550	817,271	9,736,604
当期変動額					
剰余金の配当			95,671		95,671
親会社株主に帰属する当期純利益			550,631		550,631
自己株式の取得				81	81
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	454,960	81	454,879
当期末残高	100,000	8,842,326	2,066,510	817,353	10,191,483

	その他の包括利益累計額	新株予約権	純資産合計
	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	-	902	9,737,507
当期変動額			
剰余金の配当			95,671
親会社株主に帰属する当期純利益			550,631
自己株式の取得			81
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	12,044	12,044
当期変動額合計	-	12,044	466,923
当期末残高	-	12,946	10,204,430

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	692,415	654,839
減価償却費	563,940	542,154
のれん償却額	32,120	30,269
賞与引当金の増減額(は減少)	1,742	11,535
貸倒引当金の増減額(は減少)	25,814	30,832
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	1,805	5,460
店舗閉鎖損失引当金の増減額(は減少)	6,652	2,533
受取利息及び受取配当金	8,825	8,481
店舗閉鎖損失	7,249	24,434
減損損失	180,939	215,110
支払利息及び社債利息	62,803	33,019
固定資産除売却損益(は益)	20,657	16,091
売上債権の増減額(は増加)	53,316	45,854
たな卸資産の増減額(は増加)	7,063	3,502
仕入債務の増減額(は減少)	86,741	29,073
未払消費税等の増減額(は減少)	53,522	181,415
未収消費税等の増減額(は増加)	99,795	20,302
その他	146,405	79,397
小計	1,685,499	1,462,376
利息及び配当金の受取額	3,624	3,758
利息の支払額	38,179	28,317
法人税等の支払額	123,147	41,388
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,527,797	1,396,428
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	100,000	-
有形固定資産の取得による支出	460,589	748,108
有形固定資産の売却による収入	1,481	214,727
資産除去債務の履行による支出	40,913	19,754
投資有価証券の取得による支出	-	10,000
敷金及び保証金の差入による支出	80,960	60,132
敷金及び保証金の回収による収入	173,235	151,559
貸付けによる支出	-	180,834
貸付金の回収による収入	7,845	6,360
その他	16,591	27,672
投資活動によるキャッシュ・フロー	516,493	673,854
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
関係会社短期借入金の純増減額(は減少)	987,500	213,357
短期借入金の純増減額(は減少)	191,666	50,000
関係会社長期借入れによる収入	1,000,000	-
長期借入れによる収入	500,000	800,000
関係会社長期借入金の返済による支出	1,000,000	-
長期借入金の返済による支出	-	141,499
社債の発行による収入	1,895,147	698,198
社債の償還による支出	30,000	380,000
リース債務の返済による支出	14,318	5,091
自己株式の取得による支出	819,757	81
新株予約権の発行による収入	902	-
配当金の支払額	83,945	81,669
株式の発行による支出	4,732	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	264,129	626,498
現金及び現金同等物に係る換算差額	301	494

現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,275,131	1,348,577
現金及び現金同等物の期首残高	2,760,914	4,036,046
現金及び現金同等物の期末残高	1 4,036,046	1 5,384,624

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の名称

株式会社クック・オペレーション

株式会社ジー・アカデミー

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

平禄(香港)控股有限公司

持分法を適用しない理由

平成27年7月31日に清算終了した平禄(香港)控股有限公司及びその子会社1社については重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法を採用しております。

たな卸資産

a 製品・仕掛品・原材料(工場) 総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

b 商品・原材料 一括購入分

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

都度購入分

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

c 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固形資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10~31年

工具、器具及び備品 5~10年

また、平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固形資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

## リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

### (3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

### (4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担に属する金額を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金

店舗閉店に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる閉店関連損失見込額を計上しております。

### (5) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、退職給付制度の廃止日（平成18年3月31日）における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職一時金制度の退職金未払額は、従業員の退職時に支給するため、「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取り扱い（実務対応報告第2号）」を適用し、「退職給付に係る負債」として計上しております。

### (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### (7) のれんの償却方法及び償却期間

主に10年間の定額法により償却しております。

### (8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

### (9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、  
「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）、及  
び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」とい  
う。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰  
余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。  
また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額  
の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等  
の表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については連結財務諸表の組替え  
を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項（4）、連結会計基準第44 - 5項（4）及び事  
業分離等会計基準第57 - 4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわた  
って適用しております。

当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却  
に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変動を伴

う子会社株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する方法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結財務諸表及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取補償金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた64,034千円は「受取補償金」7,500千円、「その他」56,534千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1. 担保に供している資産及びこれに対応する債務は、次のとおりであります。

担保に提供している資産

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
有形固定資産		
建物及び構築物	1,009,778千円	995,743千円
土地	4,503,285千円	4,351,661千円
計	5,513,064千円	5,347,405千円

上記資産は、下記の債務の担保に供しております。

1年内返済予定の長期借入金	100,000千円	100,000千円
長期借入金	400,000千円	300,000千円
1年内償還予定の社債に係る銀行保証	380,000千円	478,000千円
社債に係る銀行保証	1,520,000千円	1,742,000千円
(株)ジー・コミュニケーションの金融機関引受けの社債	1,500,000千円	1,350,000千円

(注) この他、資金決済に関する法律に基づき以下を供託しております。

敷金及び保証金	9,000千円	9,500千円
---------	---------	---------

## 2. 保証債務

連結会社以外の会社の営業取引について、次のとおり債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
(株)ジー・コミュニケーション	87,385千円	460千円

## (連結損益計算書関係)

## 1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
役員報酬	104,588千円	99,598千円
給料及び手当	6,940,997千円	6,811,619千円
水道光熱費	1,743,730千円	1,592,447千円
地代家賃	3,215,429千円	3,177,703千円
減価償却費	483,471千円	465,106千円
のれん償却費	32,120千円	30,269千円
賞与引当金繰入額	54,785千円	42,192千円
退職給付費用	461千円	1,680千円
貸倒引当金繰入額	12,638千円	1,310千円

## 2. 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
建物及び構築物	千円	4,949千円
土地	千円	332千円
その他	73千円	60千円
計	73千円	5,342千円

## 3. 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
建物及び構築物	千円	1,457千円
土地	千円	2,896千円
その他	千円	679千円
計	千円	5,033千円

## 4. 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
建物及び構築物	16,982千円	9,364千円
その他	3,748千円	7,036千円
計	20,731千円	16,401千円

5. 減損損失

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	金額（千円）
店舗及び校舎	建物及び構築物等	兵庫県三木市他(31件)	174,559
賃貸資産	建物及び構築物等	栃木県宇都宮市(1件)	6,379
計			180,939

当社グループは減損損失を認識するにあたり、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、また賃貸資産及び遊休資産については物件単位ごとにグルーピングしております。また、本社等につきましては、全社資産としてグルーピングしております。

店舗及び賃貸資産については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナス又はマイナスとなる見込みである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（減損損失の内訳）

種類	金額（千円）
建物及び構築物	162,726
有形固定資産その他	3,447
のれん	7,782
無形固定資産その他	971
投資その他の資産その他	6,010
計	180,939

資産グループの回収可能価額は主に使用価値により測定しており、割引率は5.1%を使用しております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	金額（千円）
店舗及び校舎	建物及び構築物等	宮城県仙台市泉区他(37件)	201,505
賃貸資産	建物及び構築物等	愛媛県宇和島市(3件)	13,604
計			215,110

当社グループは減損損失を認識するにあたり、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、また賃貸資産及び遊休資産については物件単位ごとにグルーピングしております。また、本社等につきましては、全社資産としてグルーピングしております。

店舗及び賃貸資産については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナス又はマイナスとなる見込みである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（減損損失の内訳）

種類	金額（千円）
建物及び構築物	187,083
土地	12,065
のれん	14,891

無形固定資産その他	50
投資その他の資産その他	1,019
計	215,110

資産グループの回収可能価額は主に使用価値により測定しており、割引率は5.4%を使用しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当連結会計年度末 (千株)
発行済株式				
普通株式(注)1	168,369	28,682		197,051
自己株式				
普通株式(注)2	2	5,706		5,708

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加28,682千株は、転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加5,706千株は、平成26年5月14日開催の取締役会の決議による自己株式の取得5,705千株及び単元未満株式の買取り0千株であります。

## 2. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第1回転換社債型新株予約権付社債(注)2.3	普通株式	3,340,402 (159,066)		3,340,402 (159,066)		(注)7
	第6回転換社債型新株予約権付社債(注)4	普通株式	11,428,571		11,428,571		(注)7
	第7回転換社債型新株予約権付社債	普通株式	11,428,571			11,428,571	(注)7
	第8回転換社債型新株予約権付社債	普通株式	11,428,571			11,428,571	(注)7
	第9回転換社債型新株予約権付社債(注)4	普通株式	6,896,551		6,896,551		(注)7
	第10回転換社債型新株予約権付社債	普通株式	6,896,551			6,896,551	(注)7
	第11回転換社債型新株予約権付社債	普通株式	6,896,551			6,896,551	(注)7
	第12回転換社債型新株予約権付社債(注)4	普通株式	7,334,963		7,334,963		(注)7
	第13回転換社債型新株予約権付社債	普通株式	7,334,963			7,334,963	(注)7
	第14回転換社債型新株予約権付社債	普通株式	7,334,963			7,334,963	(注)7
	ストック・オプションとしての第1回新株予約権(注)5						
	平成26年ストック・オプションとしての第3回新株予約権(注)6						902
	合計			80,320,657 (159,066)		29,000,487 (159,066)	51,320,170

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 自己新株予約権については、(外書き)により表示しており、減少は権利失効によるものであります。

3. 第1回転換社債型新株予約権付社債の減少は、新株予約権の権利行使及び権利失効によるものであります。

4. 第6回、第9回及び第12回の転換社債型新株予約権付社債の減少は、新株予約権の権利行使によるものであります。

5. スtock・オプションとしての第1回新株予約権は、平成21年8月1日に合併した株式会社グローバルアクトの合併期日前の新株予約権者に対して、同日付で新株予約権を割当交付したことによるものであります。

6. 平成26年ストック・オプションとしての第3回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

7. 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年2月14日 取締役会	普通株式	84,183	0.5	平成26年3月31日	平成26年6月26日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	95,671	0.5	平成27年3月31日	平成27年6月26日

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

## 1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当連結会計年度末 (千株)
発行済株式				
普通株式	197,051			197,051
自己株式				
普通株式(注)	5,708	0		5,709

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りであります。

## 2. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第7回転換社債型新株予約権付社債	普通株式	11,428,571			11,428,571	(注)3
	第8回転換社債型新株予約権付社債	普通株式	11,428,571			11,428,571	(注)3
	第10回転換社債型新株予約権付社債	普通株式	6,896,551			6,896,551	(注)3
	第11回転換社債型新株予約権付社債	普通株式	6,896,551			6,896,551	(注)3
	第13回転換社債型新株予約権付社債	普通株式	7,334,963			7,334,963	(注)3
	第14回転換社債型新株予約権付社債	普通株式	7,334,963			7,334,963	(注)3
	平成26年ストック・オプションとしての第3回新株予約権(注)2						902
	平成27年ストック・オプションとしての第4回新株予約権(注)2						12,044
合計			51,320,170			51,320,170	12,946

- (注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。
2. 平成26年ストック・オプションとしての第3回新株予約権及び平成27年ストック・オプションとしての第4回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。
3. 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年5月15日 取締役会	普通株式	95,671	0.5	平成27年3月31日	平成27年6月26日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	95,671	0.5	平成28年3月31日	平成28年6月24日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

## 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金及び預金勘定	4,036,046千円	5,484,624千円
預入期間が3か月を超える定期預金	千円	100,000千円
現金及び現金同等物	4,036,046千円	5,384,624千円

## 2. 重要な非資金取引の内容

## 新株予約権の行使

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
新株予約権の行使による 資本金増加額	642,500千円	千円
新株予約権の行使による 資本準備金増加額	642,500千円	千円
新株予約権の行使による 新株予約権付社債減少額	1,285,000千円	千円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年内	29,834千円	29,834千円
1年超	62,159千円	31,605千円
合計	91,994千円	61,439千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、外食店舗の運営を中心に事業を行っており、それらの設備投資計画に照らして、必要な資金(主に借入や社債発行)を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用する方針としております。デリバティブにつきましては、一定の範囲を限度として利回りの向上を図るために利用しております。また、短期的な運転資金を借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に営業店舗用の土地・建物の賃借に伴うものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、関係会社短期借入金及び新株予約権付社債及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後7年後であります。

このうち一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、通貨オプション取引であり、為替相場の変動によるリスクを有しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、敷金及び保証金については、契約に際しては、相手先の信用状況を十分検討した上で意思決定を行うとともに、定期的に信用調査等を行い、信用状況を把握する体制としております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、契約先は、信用度の高い国内の金融機関であるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

・資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

・市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

デリバティブ取引の執行・管理については、社内ルールに従い、財務経理部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注）2.参照）

前連結会計年度（平成27年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	4,036,046	4,036,046	
(2) 受取手形及び売掛金	428,532	428,532	
貸倒引当金（*）	5,021	5,021	
	423,511	423,511	
(3) 敷金及び保証金	850,667	858,208	7,540
資産計	5,310,225	5,317,766	7,540
(1) 買掛金	803,994	803,994	
(2) 短期借入金	300,000	300,000	
(3) 関係会社短期借入金	921,500	921,500	
(4) 社債（1年内償還予定の社債を含む）	1,900,000	1,900,000	
(5) 新株予約権付社債	1,971,622	1,975,479	3,856
(6) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	500,000	500,000	
負債計	6,397,117	6,400,973	3,856

（\*）受取手形及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	5,484,624	5,484,624	
(2) 受取手形及び売掛金	386,381	386,381	
貸倒引当金（*1）	18	18	
	386,363	386,363	
(3) 敷金及び保証金	684,311	696,857	12,546
資産計	6,555,298	6,567,844	12,546
(1) 買掛金	774,920	774,920	
(2) 短期借入金	250,000	250,000	
(3) 関係会社短期借入金	708,142	708,142	
(4) 社債（1年内償還予定の社債を含む）	2,220,000	2,223,650	3,650
(5) 新株予約権付社債	1,977,348	1,983,287	5,939
(6) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	1,158,501	1,158,807	306
負債計	7,088,912	7,098,808	9,896
デリバティブ取引(*2)	(6,173)	(6,173)	

(\*1) 受取手形及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

前連結会計年度（平成27年3月31日）

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、一定期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 関係会社短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 社債、(5) 新株予約権付社債、(6) 長期借入金

元利金の合計額を、同様の資金調達を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、一定期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 関係会社短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 社債、(5) 新株予約権付社債、(6) 長期借入金

元利金の合計額を、同様の資金調達を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

取引金融機関から提示された価格を時価としております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品  
前連結会計年度(平成27年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
投資有価証券	
非上場株式	23,172
敷金及び保証金	3,553,600

上記については、市場価格がなく、かつ合理的な将来キャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
投資有価証券	
非上場株式	33,172
敷金及び保証金	3,490,544

上記については、市場価格がなく、かつ合理的な将来キャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度(平成27年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,036,046			
受取手形及び売掛金	428,532			
敷金及び保証金	165,540	454,867	206,098	24,160
合計	4,630,119	454,867	206,098	24,160

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,484,624			
受取手形及び売掛金	386,381			
敷金及び保証金	142,236	354,275	167,187	20,610
合計	6,013,242	354,275	167,187	20,610

4. 社債、新株予約権付社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度(平成27年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	300,000					
関係会社短期借入金	921,500					
社債	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	
新株予約権付社債					2,000,000	
長期借入金	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
リース債務	5,091	2,711	2,711	2,711	934	
合計	1,706,591	482,711	482,711	482,711	2,480,934	

(注) 新株予約権付社債の返済予定額は、額面金額で記載しております。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	250,000					
関係会社短期借入金	708,142					
社債	478,000	478,000	478,000	478,000	98,000	210,000
新株予約権付社債				2,000,000		
長期借入金	299,596	291,263	284,296	208,329	75,017	
リース債務	2,711	2,711	2,711	934		
合計	1,738,449	771,974	765,007	2,687,263	173,017	210,000

(注) 新株予約権付社債の返済予定額は、額面金額で記載しております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	通貨オプション取引				
	売建				
	ブット 米ドル	137,280	34,320	6,776	6,776
	買建				
	コール 米ドル	68,640	17,160	602	602
	合計	205,920	51,480	6,173	6,173

(注) 1. 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 当該通貨オプション取引は、ゼロコストオプションであり、オプション料の授受はありません。

(2) 金利関連

前連結会計年度(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成28年3月31日)  
該当事項はありません。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

### (1) 通貨関連

前連結会計年度(平成27年3月31日)  
該当事項はありません。

当連結会計年度(平成28年3月31日)  
該当事項はありません。

### (2) 金利関連

前連結会計年度(平成27年3月31日)  
該当事項はありません。

当連結会計年度(平成28年3月31日)  
該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、給与体系の改定に伴い平成18年3月31日付で退職給付制度を廃止いたしました。

退職一時金につきましては、平成18年3月31日までの在職期間に対する退職金を算定し、本人退職時まで支払いを留保いたしております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付債務の期首残高	44,670千円	42,864千円
勤務費用	461千円	1,680千円
退職給付の支払額	1,344千円	3,779千円
退職給付債務の期末残高	42,864千円	37,404千円

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	42,864千円	37,404千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	42,864千円	37,404千円
退職給付に係る負債	42,864千円	37,404千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	42,864千円	37,404千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
勤務費用	461千円	1,680千円
確定給付制度に係る退職給付費用	461千円	1,680千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	千円	12,044千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

第1回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	平成21年8月1日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 7,500株
付与日	平成21年8月1日
権利確定条件	権利確定条件は定めておらず、付与と同時に権利が確定いたします。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成21年8月1日 至平成28年3月31日

第3回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	平成26年4月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社従業員 23名 当社監査役 2名
株式の種類及び付与数	普通株式 950,000株
付与日	平成26年5月16日
権利確定条件	<p>新株予約権者は、下記(a)、(b)及び(c)に掲げる各条件を全て満たした場合、平成29年3月期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から本新株予約権を行使することができる。</p> <p>(a)平成27年3月期の連結経常利益850百万円を超過した場合</p> <p>(b)平成28年3月期の連結経常利益850百万円を超過した場合</p> <p>(c)平成29年3月期の連結経常利益1,400百万円を超過した場合</p> <p>なお、上記(a)、(b)及び(c)における連結経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)の数値を用いるものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき連結経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。</p>
対象勤務期間	新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
権利行使期間	自平成29年7月1日 至平成32年5月15日

## 第4回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	平成26年6月25日及び平成27年6月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社従業員 650名 当社監査役 3名
株式の種類及び付与数	普通株式 786,800株
付与日	平成27年6月23日
権利確定条件	新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	自平成27年6月23日 至平成32年6月21日
権利行使期間	自平成32年6月22日 至平成34年6月21日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社
決議年月日	平成21年8月1日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	
付与	
失効	
権利確定	
未確定残	
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	7,500
権利確定	
権利行使	
失効	7,500
未行使残	

会社名	提出会社
決議年月日	平成26年4月23日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	950,000
付与	
失効	
権利確定	
未確定残	950,000
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	

会社名	提出会社
-----	------

決議年月日	平成26年6月25日及び平成27年6月15日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	
付与	786,800
失効	72,000
権利確定	
未確定残	714,800
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	

単価情報

会社名	提出会社
決議年月日	平成21年 8 月 1 日
権利行使価格(円)	1円
行使時平均株価(円)	
付与日における公正な評価単価(円)	

会社名	提出会社
決議年月日	平成26年 4 月23日
権利行使価格(円)	104円
行使時平均株価(円)	
付与日における公正な評価単価(円) (注)	新株予約権 1 個当たり 95円

(注) 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

会社名	提出会社
決議年月日	平成26年 6 月25日及び平成27年 6 月15日
権利行使価格(円)	1円
行使時平均株価(円)	
付与日における公正な評価単価(円) (注)	新株予約権 1 個当たり 10,110円

(注) 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 (注) 1	42.24%
予想残存期間 (注) 2	6 年
予想配当 (注) 3	0.5円/株
無リスク利子率 (注) 4	0.135%

(注) 1. 6 年間 (平成21年 6 月から平成27年 6 月まで) の株価実績に基づき算定しました。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3. 平成26年 3 月期の配当実績によります。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
貸倒引当金	114,153千円	114,828千円
賞与引当金	20,966千円	16,576千円
店舗閉鎖損失引当金	714千円	1,584千円
前受金	114,671千円	91,558千円
減損損失	1,283,205千円	1,133,333千円
退職給付に係る負債	15,139千円	12,923千円
資産除去債務	295,805千円	292,263千円
繰越欠損金	1,316,758千円	1,305,670千円
その他	45,657千円	49,456千円
繰延税金資産小計	3,207,073千円	3,018,196千円
評価性引当額	1,796,553千円	1,660,885千円
繰延税金資産合計	1,410,519千円	1,357,310千円
<b>繰延税金負債</b>		
資産除去債務(未償却残高)	60,885千円	55,301千円
合併受入資産評価益	4,401千円	千円
その他	5,663千円	2,939千円
繰延税金負債合計	70,949千円	58,241千円
繰延税金資産の純額	1,339,570千円	1,299,069千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	37.1%	35.3%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.5%	3.6%
住民税均等割等	14.4%	10.1%
評価性引当額の増減額	60.1%	38.7%
税率変更による影響額	9.6%	3.4%
合併により発生したのれんの償却額	2.1%	2.4%
その他	0.7%	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.3%	15.9%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.32%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については34.77%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については34.55%となります。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が22,229千円減少し、当連結会計年度に計上される法人税等調整額が同額増加しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

店舗・校舎及び店舗・校舎用敷地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該建物の耐用年数と見積り、割引率は0%から2.293%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
期首残高	813,580千円	837,500千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	33,918千円	21,524千円
時の経過による調整額	13,653千円	11,862千円
資産除去債務の履行による減少額	11,637千円	11,129千円
履行義務の免除等による振替額	12,011千円	13,892千円
期末残高	837,500千円	845,865千円

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用の店舗及びオフィスビル(土地を含む。)を有しております。平成27年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は49,636千円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

連結貸借対照表計上額(千円)			期末時価 (千円)
期首残高	期中増減額	期末残高	
1,639,617	16,315	1,623,301	1,355,492

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。  
2. 期中増減額のうち、当連結会計年度の主な減少は、減価償却による減少であります。  
3. 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて自社で算定した金額であります。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用の店舗及びオフィスビル(土地を含む。)を有しております。平成28年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は63,414千円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)、固定資産売却損益 1,127千円(特別損失に計上)、減損損失8,212千円(特別損失に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

連結貸借対照表計上額(千円)			期末時価 (千円)
期首残高	期中増減額	期末残高	
1,623,301	32,597	1,590,704	1,288,205

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。  
2. 期中増減額のうち、当連結会計年度の主な増加は、賃貸用不動産への振替55,357千円であり、主な減少は、賃貸用不動産の売却64,679千円及び減価償却によるものであります。  
3. 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて自社で算定した金額であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、全セグメントに占める外食事業の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいことから、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当社グループは、全セグメントに占める外食事業の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいことから、セグメント情報の記載を省略しております。なお、当連結会計年度の減損損失は180,939千円であります。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当社グループは、全セグメントに占める外食事業の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいことから、セグメント情報の記載を省略しております。なお、当連結会計年度の減損損失は215,110千円であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当社グループは、全セグメントに占める外食事業の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいことから、セグメント情報の記載を省略しております。なお、当連結会計年度ののれんの償却額は32,120千円、未償却残高は127,233千円であります。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当社グループは、全セグメントに占める外食事業の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいことから、セグメント情報の記載を省略しております。なお、当連結会計年度ののれんの償却額は30,269千円、未償却残高は82,072千円であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

## 【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容 (注)1	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)ジー・コ ミュニケー ション	名古屋市 北区	10,000	グループ ホールディ ング会社、 コンサル ティング事 業	(被所有) 直接 40.47	資金の 援助 経営指導 役員の 兼務	食材の仕入 (注)2、4	5,833,670	買掛金	608,045
							運賃の支払 (注)2、4	370,301	流動負 債 その 他 (未払金)	38,613
							事務管理手 数料の受取(注) 2	40,183	流動資産 その他 (未収入金)	3,615
							財務アドバイ ザリー手数料 の支払(注)2	97,786	流動負 債 その 他 (未払金)	6,535
							店舗施工代 の支払(注)2	418,831	流動負 債 その 他 (未払金)	47,920
							資金の借入 (注)2	1,000,000	関係会社 短期借入金	921,500
							資金の返済 (注)2	1,987,500		
							借入利息の支 払(注) 2	30,169	流動負 債 その 他 (未払金)	
							当社の銀行借 入に対する担 保被提供(注) 3	500,000		
親会社	(株)神戸物産	兵庫県 加古郡	64,000	業務用食材 等の製造、 卸売及び小 売業	(被所有) 直接 14.56 間接 40.47	資金の 援助	新株予約権付 社債の引受け (注)2	新株予約権 付社債	1,971,622	

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

食材仕入、運賃、店舗施工代に係る価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

事務管理手数料については、当社における発生コスト等を勘案して、交渉の上決定しております。

財務アドバイザー手数料については、持株会社である親会社における運営費用及び一般的な信用保証料等を参考にして、交渉の上決定しております。

資金の借入に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

新株予約権付社債の発行条件は、当社株式の市場価格を勘案して合理的に決定しております。

## 3. 当社の銀行借入に一部に対して、不動産（土地及び建物）の担保提供を受けております。

## 4. (株)クック・オペレーションが使用する食材等の仕入れ及び食材等の物流費用等店舗諸経費については、当社が代わって行い、同社に供給する仕組みとなっております。

上記の取引金額には、当該代行取引に係る仕入、経費発生額を含めて記載しております。

## (イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容 (注)1	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親 会社を持 つ会社	㈱ジー・フ ード	名古屋市 北区	50,000	外食店舗の 直営及びF C事業	なし	事務管理業 務受託 役員の兼務	事務管理手 数料の受取 (注)2	14,791	流動資産 その他 (未収入金)	1,333
							当社銀行借入 に対する担保 被提供 (注)3	500,000		

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

事務管理手数料については、当社における業務費用等を勘案して、交渉の上決定しております。

3. 当社の銀行借入の一部に対して、不動産(土地・建物)の担保提供を受けております。

なお、担保提供料の支払いはありません。

## (ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容 (注)1	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等 (当該会 社等の子 会社を含 む)	NOVAホー ルディングス ㈱(注)3	東京都 中央区	80,000	コンサル ティング業 英会話・学 習塾事業	なし	英会話教室 及び学習塾 (フラン チャイ ジー)	フランチャ イズ料及び 諸経費分担 金等 (注)2 、4	129,356	受取手形及 び売掛金	-
							取引保証金 (注)2	-	敷金及び 保証金	-
主要株主 (個人)及 び近親者	沼田昭二	-	-	兄弟会社取 締役	(被所有) 直接12.98	転換社債型 新株予約権 付社債の転 換	転換社債型 新株予約権 付社債の転 換(注)5	1,000,000	-	-
							セントラルデ ザイン㈱ (注)3	名古屋市 中区	30,000	各種広告物 制作 店舗デザイ ン、店舗施 工等

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は、NOVAホールディングス㈱と英会話教室及び学習塾にかかるフランチャイズ契約を締結しており、フランチャイズ料、諸経費分担金等及び取引保証金については、フランチャイズ契約において決定しております。なお、平成27年1月5日付で、当該フランチャイズ契約及び同契約に基づく債権・債務のすべてを㈱ジー・アカデミーに承継しております。上記取引金額は、平成26年4月1日から平成27年1月4日までの取引高を記載しております。

セントラルデザイン㈱から当社グループが運営する直営又はFCの店舗及び校舎にかかる消耗品等を購入しております。価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

3. NOVAホールディングス㈱及びセントラルデザイン㈱については、当社代表取締役副社長兼㈱ジー・アカデミー取締役稲吉史泰の兄である稲吉正樹氏が議決権の過半数を所有しております。

4. 英会話教室及び学習塾における会員、生徒からの入会金及び授業料等は、NOVAホールディングス㈱が代金回収を行い、フランチャイズ料及び諸経費分担金等を控除の上、平成27年1月4日までは、当社に返還される仕組みになっておりました。

5. 第6回、第9回、第12回無担保転換社債型新株予約権付社債の全額について転換を行ったものであり、転換価格は、1株当たり、それぞれ35.0円、43.5円、40.9円であります。

## (2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

## (ア) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容 (注) 1	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等 (当該会 社等の子 会社を含 む)	NOVAホー ルディングス ㈱(注) 3	東京都 中央区	80,000	コンサル ティング業 英会話・学 習塾事業	なし	英会話教室 及び学習塾 (フラン チャイ ジー)	フランチャ イズ料及び 諸経費分担 金等 (注) 2 、 4	17,982	受取手形及 び売掛金	148,874
							取引保証金 (注) 2	-	敷金及び 保証金	354,993
	セントラルデ ザイン㈱ (注) 3	名古屋市中 区	30,000	各種広告物 制作 店舗デザイ ン、店舗施 工等	なし	店舗及び校 舎の備品購 入等	店舗及び校 舎の消耗品 等(注) 2	17,185	買掛金	9,007

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(株)ジー・アカデミーは、NOVAホールディングス㈱と英会話教室及び学習塾にかかるフランチャイズ契約を締結しており、フランチャイズ料、諸経費分担金等及び取引保証金については、フランチャイズ契約において決定しております。なお、平成27年1月5日付で、当社より当該フランチャイズ契約及び同契約にかかる債権・債務すべてを承継されております。上記取引金額は、平成27年1月5日から平成27年3月31日までの取引高を記載しております。

セントラルデザイン㈱から当社グループが運営する直営又はFCの店舗及び校舎にかかる消耗品等を購入しております。価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

## 3. NOVAホールディングス㈱及びセントラルデザイン㈱については、当社代表取締役副社長兼(株)ジー・アカデミー取締役稲吉史泰の兄である稲吉正樹氏が議決権の過半数を所有しております。

## 4. 英会話教室及び学習塾における会員、生徒からの入会金及び授業料等は、NOVAホールディングス㈱が代金回収を行い、フランチャイズ料及び諸経費分担金等を控除の上、平成27年1月5日より、(株)ジー・アカデミーに返還される仕組みになっております。

上記の受取手形及び売掛金残高は、期末時点における入会金及び授業料等の同社からの未返金額であります。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## 親会社情報

株式会社ジー・コミュニケーション（非上場）

株式会社クックイノベンチャー（非上場）

株式会社神戸物産（東京証券取引所に上場）

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容 (注)1	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)ジー・コ ミュニケー ション	名古屋市 北区	10,000	グルー プ ホー ルデ ィン グ会 社、 コン サル ティ ン グ事 業	(被所有) 直接 40.47	資金の 援助 経営指 導 役員 の 兼務	食材の仕入 (注)2、4	6,123,860	買掛金	590,227
							運賃の支払 (注)2、4	382,496	流動負 債 その 他 (未払金)	37,086
							事務管理手数料 の受取(注) 2	40,177	流動資産 その他 (未収入金)	3,615
							財務アドバイ ザリー手数料 の支払 (注)2	74,229	流動負 債 その 他 (未払金)	6,674
							店舗施工代 の支払 (注)2	746,968	流動負 債 その 他 (未払金)	55,662
							資金の返済 (注)2	200,000	関係会社 短期借入金	708,142
							借入利息の支 払(注) 2	10,935		-
当社の銀行借 入に対する担 保提供(注) 3	400,000		-							
親会社	(株)神戸物産	兵庫県 加古郡	64,000	業務用食材 等の製造、 卸売及び小 売業	(被所有) 直接 14.56 間接 40.47	資金の 援助	新株予約権付 社債の引受け (注)2	-	新株予約権 付社債	1,977,348

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

食材仕入、運賃、店舗施工代に係る価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

事務管理手数料については、当社における発生コスト等を勘案して、交渉の上決定しております。

財務アドバイザリー手数料については、持株会社である親会社における運営費用及び一般的な信用保証料等を参考にして、交渉の上決定しております。

資金の借入に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

新株予約権付社債の発行条件は、当社株式の市場価格を勘案して合理的に決定しております。

3. 当社の銀行借入に一部に対して、不動産（土地及び建物）の担保提供を受けております。

また、親会社(株)ジー・コミュニケーション発行の無担保社債15億円につきましては、金融機関が全額保証しております。当該保証債務に対して当社の不動産の一部について担保提供をしております。

4. (株)クック・オペレーションが使用する食材等の仕入れ及び食材等の物流費用等店舗諸経費については、当社が代わって行い、同社に供給する仕組みとなっております。

上記の取引金額には、当該代行取引に係る仕入、経費発生額を含めて記載しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容 (注)1	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親 会社を持 つ会社	㈱ジー・フ ード	名古屋市 北区	50,000	外食店舗の 直営及びF C事業	なし	事務管理業 務受託 役員の兼務	事務管理手 数料の受取 (注)2	15,004	流動資産 その他 (未収入金)	1,362
							当社銀行借入 に対する担保 被提供 (注)3	400,000	-	

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
事務管理手数料については、当社における業務費用等を勘案して、交渉の上決定しております。
3. 当社の銀行借入の一部に対して、不動産(土地・建物)の担保提供を受けております。  
なお、担保提供料の支払いはありません。  
また、当社発行の無担保社債7億円につきましては、金融機関が全額保証しております。  
当該保証債務に対して同社の不動産の担保提供を受けております。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容 (注)1	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等 (当該会 社等の子 会社を含 む)	セントラルデ ザイン㈱ (注)3	東京都 港区	30,000	各種広告物 制作 店舗デザイ ン、店舗施 工等	なし	店舗及び校 舎の備品購 入等	店舗及び校 舎の消耗品 等の購入 (注)2	60,277	流動負 債 其 他 (未払金)	3,567
							メニューの デザイン企 画、制作の 請負 (注)2	13,300	受取手形及 び売掛金	-

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
セントラルデザイン㈱から当社グループが運営する直営又はFCの店舗及び校舎にかかる消耗品等を購入しております。価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。  
セントラルデザイン㈱からメニューのデザイン企画、制作の一部を請け負っております。価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。
3. セントラルデザイン㈱については、当社代表取締役副社長稲吉史泰の兄である稲吉正樹氏が議決権の過半数を所有しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容 (注)1	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等 (当該会 社等の子 会社を含 む)	NOVAホー ルディングス ㈱(注)3	東京都 港区	80,000	コンサル ティング業 英会話・学 習塾事業	なし	英会話教室 及び学習塾 (フラン チャイ ジー)	フランチャ イズ料及び 諸経費分担 金等	191,730	受取手形及 び売掛金	115,859
							取引保証金	-	敷金及び 保証金	340,526
	セントラルデ ザイン㈱ (注)3	東京都 港区	30,000	各種広告物 制作 店舗デザイ ン、店舗施 工等	なし	店舗及び校 舎の備品購 入等	店舗及び校 舎の消耗品 等(注)2	54,703	流動負 債 その他 (未払金)	6,627

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

㈱ジー・アカデミーは、NOVAホールディングス㈱と英会話教室及び学習塾にかかるフランチャイズ契約を締結しており、フランチャイズ料、諸経費分担金等及び取引保証金については、フランチャイズ契約において決定しております。

セントラルデザイン㈱から当社グループが運営する直営又はFCの店舗及び校舎にかかる消耗品等を購入しております。価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

3. NOVAホールディングス㈱及びセントラルデザイン㈱については、当社代表取締役副社長で連結子会社㈱クック・オペレーション代表取締役及び連結子会社㈱ジー・アカデミー取締役を兼任している稲吉史泰の兄である稲吉正樹氏が議決権の過半数を所有しております。

4. 英会話教室及び学習塾における会員、生徒からの入会金及び授業料等は、NOVAホールディングス㈱が代金回収を行い、フランチャイズ料及び諸経費分担金等を控除の上、㈱ジー・アカデミーに返還される仕組みになっております。

上記の受取手形及び売掛金残高は、期末時点における入会金及び授業料等の同社からの未返金額であります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社ジー・コミュニケーション（非上場）

株式会社クックイノベーション（非上場）

株式会社神戸物産（東京証券取引所に上場）

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	50.89円	53.26円
1株当たり当期純利益金額	3.61円	2.88円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	2.60円	2.28円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	627,699	550,631
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	627,699	550,631
普通株式の期中平均株式数(千株)	173,803	191,342
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	6,346	3,703
(うち支払利息(税額相当額控除後)(千円))	(1,498)	( )
(うち社債発行差金の償却額(税額相当額控除後)(千円))	(4,848)	(3,703)
普通株式増加数(千株)	70,025	51,407
(うち新株予約権(千株))	(7)	(87)
(うち転換社債型新株予約権付社債(千株))	(70,018)	(51,320)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第3回新株予約権 950,000株 なお、詳細については「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	第3回新株予約権 950,000株 なお、詳細については「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

(子会社株式の取得及び第三者割当増資引受)

当社は、平成28年4月8日開催の取締役会決議に基づき、株式会社活性化本舗さぬき(本社：香川県綾歌郡宇多津町)の株式の一部を取得し、子会社化しました。

また、平成28年6月22日開催の取締役会において、同社が実施する第三者割当増資の全額を引き受けることを決議しました。

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社活性化本舗さぬき

事業の内容 飲食店の運営、コンサルティング事業

企業結合及び第三者割当増資引受を行った主な理由

株式会社活性化本舗さぬきは、現在外食店舗(塩がま屋)を香川県綾歌郡宇多津町に1店舗展開しております。当社は、四国エリアに外食店舗を10店舗展開しておりますが、今後さらに四国エリアの事業強化のために、株式を取得し子会社化するとともに、第三者割当増資の全額を引き受けることといたしました。

企業結合日

平成28年4月8日

企業結合の法的方式

現金を対価等とする株式取得

結合後企業の名称

名称に変更はありません。

取得した議決権比率

62.5%

取得企業を決定するに至った主な根拠

株式の取得により株式会社活性化本舗さぬきを子会社化し、経営判断を迅速に行うことを目的としております。

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 現金 8,500千円

取得原価 8,500千円

(3) 主要な取得関連費用の内訳及び金額

該当事項はありません。

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間又は負ののれん発生益の金額及び発生原因

現時点では、確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内訳

現時点では、確定しておりません。

(6) 第三者割当増資引受の概要

発行株式数 250株

割当先及び割当株数 当社：250株

払込金額 25,000千円(1株につき100千円)

払込金額のうち資本金に組み入れた金額 12,500千円(1株につき50千円)

払込期日 平成28年6月27日

第三者割当増資後の資本金 27,200千円

第三者割当増資後の議決権比率 84.4%

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
(株)ジー・ テスト	第7回無換 担保型新 株予約権 付社債	平成25年 3月18日	394,324	395,469		無担保社債	平成32年 3月18日
	第8回無換 担保型新 株予約権 付社債	平成25年 3月18日	394,324	395,469		無担保社債	平成32年 3月18日
	第10回無換 担保型新 株予約権 付社債	平成25年 8月1日	295,743	296,602		無担保社債	平成32年 3月18日
	第11回無換 担保型新 株予約権 付社債	平成25年 8月1日	295,743	296,602		無担保社債	平成32年 3月18日
	第13回無換 担保型新 株予約権 付社債	平成25年 8月1日	295,743	296,602		無担保社債	平成32年 3月18日
	第14回無換 担保型新 株予約権 付社債	平成25年 8月1日	295,743	296,602		無担保社債	平成32年 3月18日
	第1回無 担保社債 (銀行保 証付)	平成26年 11月28日	1,900,000	1,520,000 (380,000)	0.38	無担保社債	平成31年 11月29日
第2回無 担保社債 (銀行保 証付)	平成28年 3月31日		700,000 (98,000)	0.21	無担保社債	平成35年 3月31日	
合計			3,871,622	4,197,348 (478,000)			

(注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は1年以内の償還予定額であります。

2. 新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	第7回	第8回	第10回	第11回	第13回	第14回
発行すべき株式の内容	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の発行価額 (円)	無償	無償	無償	無償	無償	無償
株式の発行価格(円)	35.0	35.0	43.5	43.5	40.9	40.9
発行価額の総額(千円)	400,000	400,000	300,000	300,000	300,000	300,000
新株予約権の行使によ り発行した株式の発行 価額の総額(千円)						
新株予約権の付与割合 (%)	100	100	100	100	100	100
新株予約権の行使期間	自平成 25年 4月1日 至平成 32年 3月18日	自平成 26年 3月18日 至平成 32年 3月18日	自平成 25年 8月1日 至平成 32年 3月18日	自平成 26年 3月18日 至平成 32年 3月18日	自平成 25年 8月1日 至平成 32年 3月18日	自平成 26年 3月18日 至平成 32年 3月18日

(注) なお、新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付せられた社債の金額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとします。また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなします。

## 3. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
478,000	478,000	478,000	2,478,000	98,000

(注) 新株予約権付社債の返済予定額は、額面金額で記載しております。

## 【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	300,000	250,000	0.9	
関係会社短期借入金	921,500	708,142	1.5	
1年以内に返済予定の長期借入金	100,000	299,596	1.1	
1年以内に返済予定のリース債務	5,091	2,711		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	400,000	858,905	1.1	平成33年1月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	9,068	6,356		平成31年5月～ 平成31年10月
合計	1,735,660	2,125,711		

(注) 1. 「平均利率」については、期末借入金等残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	291,263	284,296	208,329	75,017
リース債務	2,711	2,711	934	

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	6,584,750	13,518,504	20,914,714	27,598,460
税金等調整前 四半期(当期)純利益金額 (千円)	92,357	296,741	652,317	654,839
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額(千円)	80,963	284,201	546,577	550,631
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	0.42	1.49	2.86	2.88

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額(円)	0.42	1.06	1.37	0.02

## 2 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	3,646,993	5,033,479
受取手形	2,400	1,937
売掛金	277,258	268,585
売上預け金	<sup>1</sup> 111,827	<sup>1</sup> 108,295
商品及び製品	57,664	55,898
仕掛品	3,777	3,104
原材料及び貯蔵品	207,726	206,687
短期貸付金	-	20,000
関係会社短期貸付金	-	500,000
前払費用	352,813	339,520
繰延税金資産	369,958	428,393
その他	324,521	427,369
貸倒引当金	11,792	16,059
流動資産合計	<sup>4</sup> 5,343,150	<sup>4</sup> 7,377,211
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	<sup>2</sup> 3,430,241	<sup>2</sup> 3,364,068
構築物	232,738	240,913
機械及び装置	34,772	23,863
車両運搬具	1,441	19
工具、器具及び備品	248,010	275,908
土地	<sup>2</sup> 4,558,347	<sup>2</sup> 4,385,382
リース資産	34,647	27,736
建設仮勘定	2,743	29,197
有形固定資産合計	8,542,942	8,347,088
<b>無形固定資産</b>		
のれん	127,233	82,072
借地権	93,968	96,497
ソフトウェア	18,778	13,437
その他	58,289	57,676
無形固定資産合計	298,270	249,683
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	23,172	33,172
関係会社株式	310,000	10,000
出資金	4,730	4,730
長期貸付金	53,191	170,600
破産更生債権等	270,547	315,076
長期前払費用	86,404	93,003
繰延税金資産	972,472	765,577
敷金及び保証金	<sup>2</sup> 4,049,274	<sup>2</sup> 3,833,020
その他	135,605	33,330
貸倒引当金	352,661	378,531
投資その他の資産合計	<sup>4</sup> 5,552,736	<sup>4</sup> 4,879,979
固定資産合計	14,393,949	13,476,752
資産合計	19,737,099	20,853,963

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	788,558	774,583
短期借入金	100,000	250,000
1年内返済予定の長期借入金	2 100,000	2 299,596
1年内償還予定の社債	2 380,000	2 478,000
関係会社短期借入金	908,142	708,142
リース債務	5,091	2,711
未払金	602,669	419,220
未払費用	736,356	712,632
未払法人税等	52,218	16,001
前受金	406,175	351,826
預り金	28,657	59,287
賞与引当金	6,454	4,846
店舗閉鎖損失引当金	2,024	4,557
資産除去債務	7,470	7,552
その他	7,718	13,379
流動負債合計	4 4,131,536	4 4,102,337
<b>固定負債</b>		
社債	2 1,520,000	2 1,742,000
新株予約権付社債	1,971,622	1,977,348
長期借入金	2 400,000	2 858,905
リース債務	9,068	6,356
預り敷金及び保証金	631,716	616,737
退職給付引当金	42,864	37,404
資産除去債務	830,030	838,313
その他	9,826	11,065
固定負債合計	4 5,415,128	4 6,088,131
負債合計	9,546,665	10,190,469
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	100,000	100,000
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金	100,000	100,000
その他資本剰余金	8,742,326	8,742,326
資本剰余金合計	8,842,326	8,842,326
<b>利益剰余金</b>		
利益準備金	78,085	78,085
<b>その他利益剰余金</b>		
別途積立金	860,000	860,000
繰越利益剰余金	1,126,391	1,587,489
利益剰余金合計	2,064,476	2,525,574
自己株式	817,271	817,353
株主資本合計	10,189,531	10,650,547
新株予約権	902	12,946
純資産合計	10,190,433	10,663,494
負債純資産合計	19,737,099	20,853,963

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	1 4,853,862	1 3,588,209
売上原価	1 1,862,515	1 848,553
売上総利益	2,991,347	2,739,656
販売費及び一般管理費	1,2 1,752,339	1,2 1,548,546
営業利益	1,239,007	1,191,109
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	8,793	8,423
業務受託料	156,558	187,712
雑収入	45,203	58,993
営業外収益合計	1 210,555	1 255,128
営業外費用		
支払利息	34,967	20,686
社債利息	27,566	12,121
支払手数料	97,786	79,887
貸倒引当金繰入額	-	29,521
雑損失	15,040	24,659
営業外費用合計	1 175,361	1 166,877
経常利益	1,274,201	1,279,360
特別利益		
固定資産売却益	73	5,342
特別利益合計	73	5,342
特別損失		
関係会社株式評価損	-	299,999
固定資産売却損	-	5,033
固定資産除却損	20,731	16,401
店舗閉鎖損失	7,249	24,434
店舗閉鎖損失引当金繰入額	2,024	4,557
減損損失	180,939	215,110
特別損失合計	210,943	1 565,536
税引前当期純利益	1,063,331	719,166
法人税、住民税及び事業税	56,870	13,938
法人税等調整額	44,307	148,459
法人税等合計	12,562	162,397
当期純利益	1,050,768	556,769

## 【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)		当事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費					
1. 期首原材料棚卸高		1,905		5,534	
2. 当期原材料仕入高		311,746		350,623	
合計		313,652		356,157	
3. 期末原材料棚卸高		5,534		6,975	
差引合計		308,118	62.2	349,181	64.0
労務費		80,036	16.1	87,703	16.1
経費	1	107,600	21.7	108,339	19.9
当期総製造費用		495,755	100.0	545,224	100.0
期首仕掛品棚卸高		2,047		3,777	
期末仕掛品棚卸高		3,777		3,104	
当期製品製造原価	2	494,025		545,897	

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

前事業年度(千円)		当事業年度(千円)	
減価償却費	11,342	減価償却費	9,891
消耗品費	59,084	消耗品費	62,296
水道光熱費	26,739	水道光熱費	25,510

## 2 当期製品製造原価と売上原価の調整表

区分	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
当期製品製造原価	494,025	545,897
期首製品棚卸高	45,558	35,085
合計	539,584	580,982
期末製品棚卸高	35,085	36,809
外食事業製品売上原価	504,498	544,173
その他売上原価	1,358,016	304,379
売上原価	1,862,515	848,553

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、組別総合原価計算によっております。

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	100,000	100,000	7,457,326	7,557,326	78,085	860,000	159,806
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	642,500	642,500		642,500			
減資	642,500	642,500	1,285,000	642,500			
剰余金の配当							84,183
当期純利益							1,050,768
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	1,285,000	1,285,000	-	-	966,585
当期末残高	100,000	100,000	8,742,326	8,842,326	78,085	860,000	1,126,391

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
	利益剰余金合計				
当期首残高	1,097,891	178	8,755,039	-	8,755,039
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）			1,285,000		1,285,000
減資			-		-
剰余金の配当	84,183		84,183		84,183
当期純利益	1,050,768		1,050,768		1,050,768
自己株式の取得		817,093	817,093		817,093
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				902	902
当期変動額合計	966,585	817,093	1,434,491	902	1,435,394
当期末残高	2,064,476	817,271	10,189,531	902	10,190,433

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	100,000	100,000	8,742,326	8,842,326	78,085	860,000	1,126,391
当期変動額							
剰余金の配当							95,671
当期純利益							556,769
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	461,097
当期末残高	100,000	100,000	8,742,326	8,842,326	78,085	860,000	1,587,489

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
	利益剰余金合計				
当期首残高	2,064,476	817,271	10,189,531	902	10,190,433
当期変動額					
剰余金の配当	95,671		95,671		95,671
当期純利益	556,769		556,769		556,769
自己株式の取得		81	81		81
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				12,044	12,044
当期変動額合計	461,097	81	461,016	12,044	473,060
当期末残高	2,525,574	817,353	10,650,547	12,946	10,663,494

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法を採用しております。

#### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品・原材料（工場）

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

商品・原材料

一括購入分

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

都度購入分

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～31年
構築物	10～20年
工具、器具 及び備品	5～10年

また、平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

のれんについては、主に10年間で均等償却する方法を採用しております。

#### (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額をゼロとする定額法によっております。

### 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付制度の廃止日（平成18年3月31日）における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職一時金制度の退職金未払額は、従業員の退職時に支給するため、「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取り扱い（実務対応報告第2号）」を適用し、引き続き「退職給付引当金」として計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担に属する金額を計上しております。

(4) 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉店に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる閉店関連損失見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費・・・支出時に全額費用として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項（4）及び事業分離等会計基準第57 - 4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、財務諸表及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

(貸借対照表関係)

1. 売上預け金

売上代金のうち、ショッピングセンター等の店舗賃貸人に預けているものであります。

2. 担保に供している資産

担保に提供している資産

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
有形固定資産		
建物	1,009,778千円	995,743千円
土地	4,503,285千円	4,351,661千円
計	5,513,064千円	5,347,405千円

上記資産は、下記の債務の担保に供しております。

1年内返済予定の長期借入金	100,000千円	100,000千円
長期借入金	400,000千円	300,000千円
1年内償還予定の社債に係る銀行保証	380,000千円	478,000千円
社債に係る銀行保証	1,520,000千円	1,742,000千円
(株)ジー・コミュニケーションの金融機関引受けの社債	1,500,000千円	1,350,000千円

(注) この他、資金決済に関する法律に基づき以下を供託しております。

敷金及び保証金	9,000千円	9,500千円
---------	---------	---------

3. 保証債務

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
(株)ジー・コミュニケーション(営業取引債務)	87,385千円	460千円
(株)クック・オペレーション(銀行借入金)	200,000千円	千円
計	287,385千円	460千円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分掲記したものを除く。)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
短期金銭債権	246,276千円	319,508千円
長期金銭債権	72,058千円	67,501千円
短期金銭債務	970,535千円	769,584千円
長期金銭債務	1,971,622千円	1,977,348千円

## (損益計算書関係)

## 1. 関係会社との取引高

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	1,681,082千円	1,676,400千円
仕入高	5,864,230千円	6,154,512千円
その他の営業取引高	1,002,163千円	1,010,783千円
営業取引以外の取引高	1,677,872千円	1,409,015千円

## 2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
役員報酬	104,588千円	99,598千円
給与手当	220,461千円	178,242千円
地代家賃	63,819千円	55,485千円
水道光熱費	15,559千円	18,336千円
支払手数料	237,941千円	188,030千円
減価償却費	483,471千円	465,106千円
賞与引当金繰入額	5,941千円	4,345千円
貸倒引当金繰入額	12,638千円	615千円
のれん償却額	32,120千円	30,269千円

## おおよその割合

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
販売費	8.7%	5.4%
一般管理費	91.3%	94.6%

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載していません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
子会社株式	310,000千円	10,000千円
関連会社株式	千円	千円
計	310,000千円	10,000千円

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	114,153千円	114,589千円
賞与引当金	2,279千円	1,684千円
店舗閉鎖損失引当金	714千円	1,584千円
前受金	114,671千円	103,123千円
減損損失	1,283,205千円	1,133,333千円
退職給付引当金	15,139千円	12,923千円
資産除去債務	295,805千円	292,263千円
関係会社株式評価損	千円	103,650千円
繰越欠損金	1,189,846千円	903,166千円
その他	31,598千円	25,385千円
繰延税金資産小計	3,047,415千円	2,691,704千円
評価性引当額	1,636,895千円	1,439,689千円
繰延税金資産合計	1,410,519千円	1,252,014千円
繰延税金負債		
資産除去債務(未償却残高)	60,885千円	55,301千円
合併受入資産評価益	4,401千円	千円
その他	2,802千円	2,741千円
繰延税金負債合計	68,089千円	58,043千円
繰延税金資産の純額	1,342,430千円	1,193,970千円

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	37.1%	35.3%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない 項目	3.6%	3.3%
住民税均等割等	4.9%	2.2%
評価性引当額の増減額	52.5%	23.0%
税率変更による影響額	6.2%	2.8%
合併により発生したのれんの償却額	1.4%	2.2%
その他	0.5%	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.2%	22.6%

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.32%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については34.77%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については34.55%となります。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が20,319千円減少し、当事業年度に計上される法人税等調整額が同額増加しております。

## (重要な後発事象)

(子会社株式の取得及び第三者割当増資引受)

連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末 残高(千円)	減価償却 累計額 (千円)
有形固定資産	建物	3,430,241	532,723	234,653 (172,080)	364,243	3,364,068	10,453,241
	構築物	232,738	69,807	16,634 (15,002)	44,998	240,913	1,234,574
	機械及び装置	34,772	1,100	2,620	9,388	23,863	331,904
	車両運搬具	1,441		15	1,407	19	21,176
	工具、器具 及び備品	248,010	141,129	4,976	108,254	275,908	2,444,988
	土地	4,558,347		172,964 (12,065)		4,385,382	
	リース資産	34,647			6,910	27,736	87,086
	建設仮勘定	2,743	29,197	2,743		29,197	
	計	8,542,942	773,957	434,608 (199,149)	535,203	8,347,088	14,572,971
無形固定資産	のれん	127,233		14,891 (14,891)	30,269	82,072	
	借地権	93,968	2,623		95	96,497	
	ソフト ウエア	18,778	952	50 (50)	6,243	13,437	
	その他	58,289			612	57,676	
	計	298,270	3,575	14,941 (14,941)	37,220	249,683	

(注) 1. 建物の当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

とりあえず吾平 宮城石巻湊店 79,801千円

肉匠坂井 名古屋港店 59,810千円

2. 「当期減少額」欄の( )内は内書きで、当期の減損損失計上額を記載しております。

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	364,453	42,756	12,618	394,591
賞与引当金	6,454	4,846	6,454	4,846
店舗閉鎖損失引当金	2,024	4,557	2,024	4,557

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告ができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="http://www.g-taste.co.jp">http://www.g-taste.co.jp</a>
株主に対する特典	毎年3月末日時点における株主名簿に記載された株主に対し、以下の基準により株主優待券を贈呈する。 2,000株以上の株主：一律1,500円相当額 20%割引券6枚 5,000株以上の株主：一律4,000円相当額 20%割引券6枚 10,000株以上の株主：一律12,000円相当額 20%割引券10枚 20,000株以上の株主：一律12,000円相当額 一律20,000円相当額の特別優待券 20%割引券10枚 30,000株以上の株主：一律14,000円相当額 一律20,000円相当額の特別優待券 20%割引券10枚 40,000株以上の株主：一律16,000円相当額 一律20,000円相当額の特別優待券 20%割引券10枚 50,000株以上の株主：一律18,000円相当額 一律20,000円相当額の特別優待券 20%割引券10枚 60,000株以上の株主：一律20,000円相当額 一律20,000円相当額の特別優待券 20%割引券10枚  保有継続期間2年以上で、かつ2,000株以上の株主：上記に加えて20%割引券2枚

(注) 当社の定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利並びに株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等の会社名 株式会社クックイノベーション及び株式会社ジー・コミュニケーション

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第56期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月26日東北財務局長に提出

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成27年6月26日東北財務局長に提出

#### (3) 四半期報告書及び確認書

（第57期第1四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）平成27年8月12日東北財務局長に提出

（第57期第2四半期）（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）平成27年11月13日東北財務局長に提出

（第57期第3四半期）（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）平成28年2月12日東北財務局長に提出

#### (4) 臨時報告書

平成27年6月26日東北財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

平成28年4月8日東北財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）に基づく臨時報告書であります。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月24日

株式会社ジー・テイスト  
取締役会 御中

なぎさ監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 山 根 武 夫

業務執行社員 公認会計士 真 鍋 慎 一

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジー・テイストの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジー・テイスト及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジー・テイストの平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ジー・テイストが平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年6月24日

株式会社ジー・テイスト  
取締役会 御中

なぎさ監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 山 根 武 夫

業務執行社員 公認会計士 真 鍋 慎 一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジー・テイストの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第57期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジー・テイストの平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。